

第3次佐川町 男女共同参画計画

ささえあう かんしゃしあう わちあう
～みんながいきいきと暮らせるまち～

令和8（2026）年3月

佐川町

はじめに

佐川町では、平成 31 年 3 月に「ささえあう かんしゃしあう わかちあう～みんながいきいき暮らせるまち～」を基本理念として「第 2 次佐川町男女共同参画計画」を策定し、様々な分野へ男女がともに参画し、安心して暮らせる地域をめざして各施策に取り組んでまいりました。

その結果、令和 6 年 11 月に実施しました住民意識調査におきましては、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的な役割分担意識に「反対」「どちらかといえば反対」と考える方の割合は、8 割まで上昇しています。しかしながら、「社会全体を見たときに男女が平等である」と考える方の割合は、平成 25 年 19.0%、平成 30 年 16.3%、令和 6 年 15.1%と減少しており、現在も不平等感は根強く残っている状況です。日々の生活の中での小さな差別や偏見、自分自身も気づいていないアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が存在していることが伺え、一人ひとりの違いを認識し、理解し合うためには、これからも地道で継続的な取り組みが必要な状況です。

この度策定しました「第 3 次佐川町男女共同参画計画」では、変化する社会情勢を踏まえ施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」において推進すべき施策についても新たに位置づけ、相談窓口の周知などの取り組みを進めていくこととしています。

今後、本計画に基づき、男女共同参画の意識づくりや男女が共に仕事と生活を両立でき暮らしやすい社会の実現のため、あらゆる分野における女性の活躍促進、ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめとする暴力への対策、性の多様性への理解促進、生涯を通じて健康で安心して暮らせるための支援等の推進に努めてまいります。

男女共同参画の実現には、本計画の着実な推進が必要であり、行政はもとより、住民、事業者や関係機関、地域団体等のみなさまと共に取り組むことが重要です。引き続き皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり貴重なご意見等を賜りました佐川町男女共同参画推進委員会の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力をいただきました多くの住民の皆様、事業所の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和 8 年 3 月

佐川町長 片岡 雄司

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定にあたって.....	3
1 男女共同参画社会とは.....	3
2 計画策定の趣旨.....	5
3 計画策定の背景.....	6
4 計画の概要.....	8
第2章 計画の基本的な考え方.....	10
1 計画の基本理念.....	10
2 計画の基本方針.....	11
3 施策の体系.....	13
第3章 具体的な取組.....	14
1 意識づくり 男女共同参画意識を深める.....	15
2 地域づくり 様々な分野への男女共同参画.....	23
3 働く環境づくり 仕事と生活の調和.....	30
4 安心づくり みんなが笑顔で暮らせるまちへ.....	43
第4章 計画の推進に向けて.....	56
1 庁内及び住民との協働による推進体制の構築.....	56
2 住民との協働による推進と事業所等との連携.....	57
3 国・県等関係機関との連携.....	57
資料編	
1 本町の現状と環境の変化.....	58
2 策定・推進体制.....	63
3 男女共同参画の動き.....	65
4 相談機関一覧.....	70

第1章 計画の策定にあたって

1 男女共同参画社会とは

「男女共同参画」という言葉をよく見かけたり、耳にしたりするようになってきましたが、言葉を聞いたことがあっても、内容や意味を正しく知らなかったり、私たちの生活にとっても身近なことであることを知らない部分も多くみられます。

この計画では、今、なぜ佐川町で男女共同参画社会の実現に向けた取組が必要なのかを捉え、今後の取組方向を示します。

男女共同参画社会とは（男女共同参画社会基本法第2条より）

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。

男女共同参画社会が実現すると、性別よりも「その人らしさ」が大切にされます。そして、社会のあらゆる分野への参画を広げることで、喜びや責任をわかちあう社会となります。佐川町民の幸福度を高める上でも、男女共同参画の社会の実現が求められています。

なぜ男女共同参画社会の実現が必要なの？

近年、我が国は人口減少社会となり、少子高齢化が急速に進行しています。そして、ライフスタイルや価値観の多様化など、住民の皆さんを取り巻く環境も変化が続いています。

このような中で、男女共同参画社会の実現に取り組むことは、社会全体の活力を増し、人々が将来に向けての希望をもつ好循環を生み出すものといえ、これからの暮らしにおいて重要な課題となっています。

男女共同参画を推進することで、私たち一人ひとりの固定的な意識を見直し、男女がともに自らの意欲と能力を発揮し、多様な働き方・生き方ができる社会、誰もが健康で豊かな生活ができる社会、そして住民の自治力を高め、より良い町づくりにつなげていきます。

男女共同参画が進んだ佐川町のイメージ

家庭では

- 家事や育児・介護など、男女が協力・分担しあって生活しています。
- 家庭生活と仕事や地域活動のバランスが希望どおりに調和して、充実した暮らしが実現されています。

学びの場では

- 幼児期から男女平等の視点に立った保育や教育が推進され、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会で活躍できる人材を育てています。
- 職場体験やボランティア活動などの体験学習や、多彩な学習機会の提供を通して、男女ともに自立できる社会人をめざしています。
- 誰もが学びたいことを学べる場が整い、男女ともに積極的・主体的に参加しています。

働く場では

- 女性の働く機会や場、活躍する場が広がり、性別にかかわらずすべての人にとって働きやすい環境が整っています。
- 男性の育児休業の取得が増え、男女が協力して子育てと仕事を両立する家庭が増えています。
- 短時間勤務や在宅勤務など、多様な働き方ができるようになっています。
- 様々な場において、女性の意見が企画立案過程から活かされ、男女が協力しあって仕事が進められています。

地域社会では

- あらゆる活動に男女が共に参画し、女性の意見が反映されやすくなっています。
- 男女が個性と能力を発揮しながら、地域活動やボランティア活動に積極的に参加しています。
- 人にやさしく、暮らしやすい地域づくりが進められています。
- 子育てや介護などを支援する環境が整い、地域で安心して暮らせます。
- 日頃の見守りや防災活動に男女が参画して、安心して暮らせる地域づくりが進められています。

2 計画策定の趣旨

日本国憲法では「個人の尊重」を掲げ、全ての国民が法の下に平等であることを保障しています。男女共同参画社会基本法は、その考え方に基づき、次の5つの基本理念を掲げています。

◆男女共同参画社会基本法の5つの基本理念◆

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度または慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 国際的協調

このため、本計画は、憲法の保障している「人権の尊重」と「男女平等」の基本理念に基づき、男女があらゆる場面においてともに参画することができる社会の実現をめざすことを目標としています。

しかし、社会の慣習や慣行の中には、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される偏った意識、いわゆる「固定的な性別役割分担意識」が依然として残っています。

そのため、あらゆる分野に男女がともに自らの意思で参画し、お互いの人権が尊重される社会をめざしながら、活力ある社会を構築していくことが重要です。

本町における男女共同参画社会の各種取組が、より一層効果的なものとなるように、さらには男女があらゆる場面において、ともに参画し、活躍することができる社会の実現をめざして「第3次佐川町男女共同参画計画」を策定するものです。

3 計画策定の背景

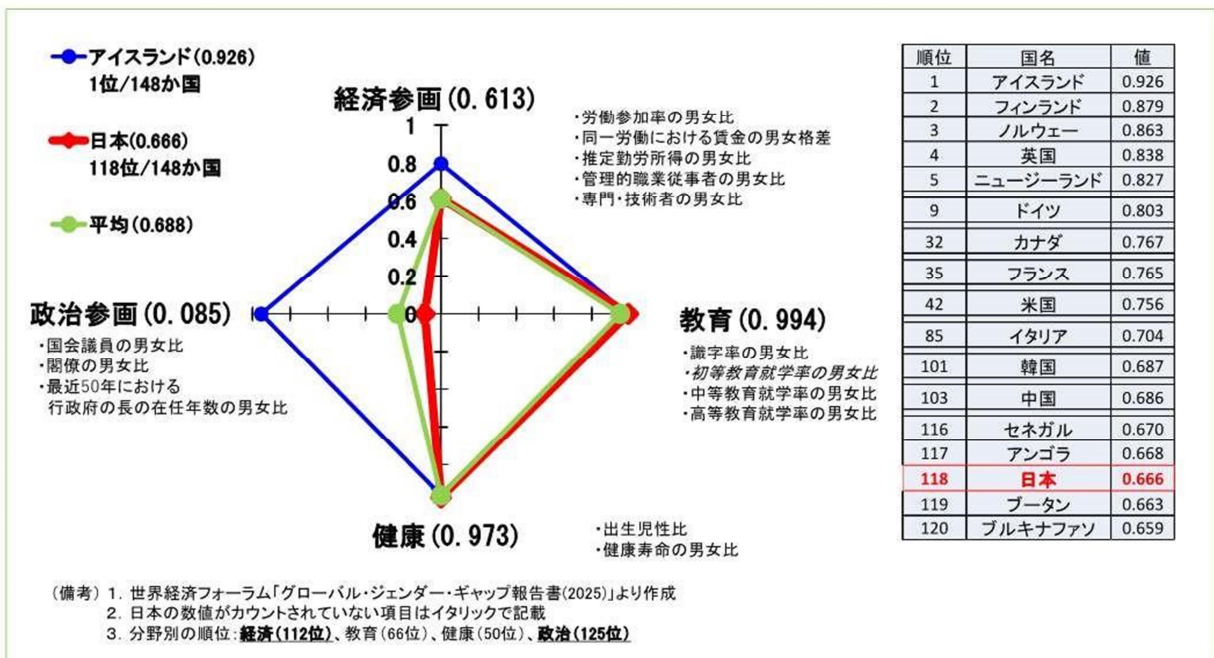
(1) 国際的な日本の位置づけ

世界における男女共同参画の取組は、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を契機に国際連合（以下「国連」という。）が中心となり、女性の地位向上や差別解消に向けた国際的な取組として始まりました。現在は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げられた国際社会共通の目標である持続可能な開発目標「SDGs」の目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」の下、各国が取組を進めています。

日本は政治・経済分野における女性の進出が遅れており、世界経済フォーラムの「ジェンダーギャップ指数（GGI）」でも低迷している状況です。GGI は、スイスの世界経済フォーラムが独自に算定する 4 分野（経済、教育、健康、政治）の指標から構成された、男女格差を測る指数です。令和 7（2025）年、日本は前年と同じ総合 118 位（148 か国中）で、先進 7 カ国（G7）の中では引き続き最下位の結果となっており、特に経済・政治分野が課題となっています。

ジェンダー・ギャップ指数（GGI）2025年

- ・スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表。男性に対する女性の割合（女性の数値/男性の数値）を示しており、0が完全不平等、1が完全平等となり、1に近いほど順位が高いとされている。
- ・日本は148か国中118位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。



出典:内閣府男女共同参画局「女性活躍・男女共同参画の現状と課題」

(2) 国の動向

国は、昭和 50（1975）年の国際婦人年世界会議で採択された世界行動計画を受け、国際的な潮流に呼応した取組を推進することになり、昭和 60（1985）年に、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）などの国内法を整備し、同年女子差別撤廃条約を批准しました。

平成 11（1999）年には、男女共同参画社会への取組を進める上での法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」を制定し、平成 13（2001）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）、続いて、平成 20（2008）年には「改正DV防止法」が施行されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められています。

労働分野では、育児・介護休業法の度重なる改正により、育児休業期間の延長や介護休業の取得回数の緩和、企業の努力規定の義務化などが進められ、育児や介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援が拡充されてきています。

また、職場での活躍を望む女性が力を発揮できる社会づくりを推進するため、平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた更なる取組が進められています。

令和 4（2022）年には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和 6（2024）年 4 月より施行されています。この法律は、国や地方公共団体に対して、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を規定しています。

(3) 県の動向

高知県では、国の動きを踏まえて、平成 13（2001）年に「こうち男女共同参画プラン」（平成 16 年度、22 年度、28 年度、令和 3 年度改定）を策定し、平成 15（2003）年には「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定しています。また、男女共同参画に関する意見を聴くための有識者からなる「こうち男女共同参画会議」を設置するなど、男女共同参画の取組を総合的に推進する体制を整えてきました。

平成 26（2014）年には「高知家の女性しごと応援室」を開設し、女性の就労支援や登用促進など「女性の活躍の場の拡大」の取組を強化してきました。また、令和 6 年度には若者や女性の県外流出の一因と考えられる固定的な性別役割分担意識の解消に向けた「共働き・共育て」県民運動の取組をスタートさせるなど、すべての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会の実現に向けた取組を進めています。

そして、令和 7（2025）年度には、「こうち男女共同参画プラン」を見直し・改定しています。このプランでは、取組の柱に新たに「女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり」を追加し、取組の方向にも新たに「共働き・共育て」の県民運動の推進、ハラスメント防止対策の推進を追加するほか、女性活躍推進計画・困難な問題を抱える女性及び DV 被害者支援計画を一体的に策定しています。

4 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画（市町村男女共同参画計画）であり、本町における男女共同参画社会の実現に向けた基本方針並びに取組方向等を示すものです。

本計画の『基本施策7 男女間のあらゆる暴力の根絶』に関するDV防止対策については、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけるとともに、本計画は、国及び県の男女共同参画基本計画との整合に十分に配慮して推進します。

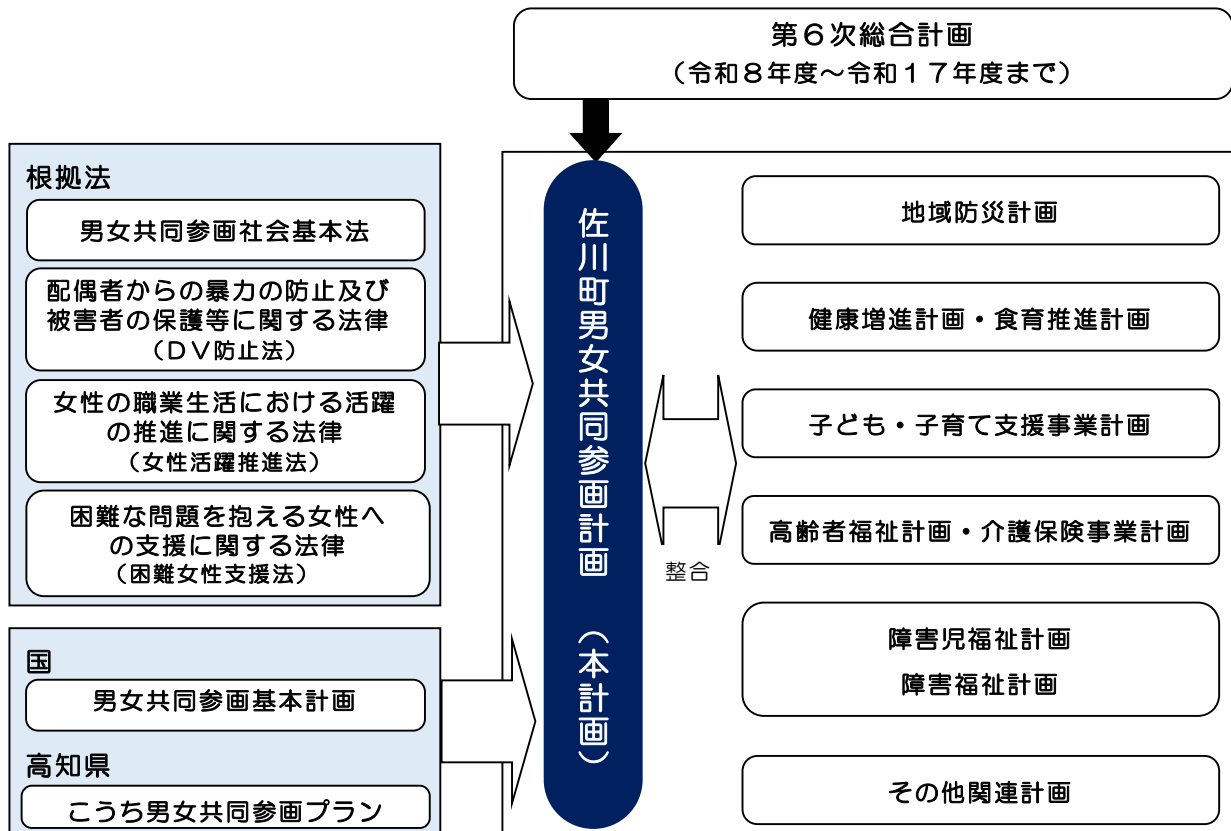
あわせて、本計画を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画として、主に『基本施策3 政策方針決定過程における男女共同参画の推進』、『基本施策4 地域活動における男女共同参画の推進』、『基本施策5 職場における男女共同参画の推進』、『基本施策6 仕事と家庭の両立支援』の取組を位置づけています。

また、『基本施策8 困難な問題を抱える女性への支援』については、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に基づく市町村基本計画として位置づけています。

(2) 他計画との整合

本町における取組の継続性を保てるように、「第6次佐川町総合計画」に基づき、本計画を下に、本町における様々な施策や取組の中に、男女共同参画の視点を反映させていくとともに、他の部門計画との整合にも配慮するものです。

◆上位計画等との関係◆



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

なお、国・県の動向や社会情勢の変化及び計画の進捗状況などに応じて、必要な見直しを行います。

(4) 計画の策定方法

計画策定にあたり、施策を検討する上での基礎資料を得ることを目的として、満18歳以上の住民に「男女共同参画に関する意識調査（以下「住民意識調査」と表記）」を、町内の事業所に「男女共同参画に関する事業所調査（以下「事業所調査」と表記）」を行いました。また、関係団体の皆様に、男女共同参画意識や実態、意見等を調査するための意見聴取調査を実施しました。

また、佐川町男女共同参画推進委員会では、専門的見地から様々な意見や内容について審議いただきながら策定を進めてきました。

◆男女共同参画に関する意識調査の概要◆

調査対象	町内在住の満18歳以上の男女
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	令和6年9月20日～11月22日
回収結果	発送数----- 1,000件 有効回収数----- 311件 （女性167件、男性132件、その他1件、無回答11件） 有効回収率----- 31.1%

◆男女共同参画に関する事業所調査の概要◆

調査対象	町内に事業所を有する企業・事業所
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	令和6年9月20日～11月22日
回収結果	発送数----- 100件 有効回収数----- 61件 有効回収率----- 61.0%

◆関係団体意見聴取シート調査の概要◆

調査対象	町内の関係団体17団体
調査方法	郵送・配布により依頼、郵送・FAXにより回収
調査時期	令和6年10月
回収結果	回答数----- 12件

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

さ さえあう か んしゃしあう わ かけあう
～みんながいきいきと暮らせるまち～

佐川町は、住民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様な生き方を認め合いながら、共に生きる社会を実現できる町を目指しています。

本計画の基本理念は、男女共同参画社会基本法や、国や県の計画の理念、町づくりの方針と本町の現状を踏まえ、男女共同参画推進委員会等の意見を下に設定しています。

男女共同参画社会とは「男女が、個人としての尊厳が重んじられ、また、お互いにその人権を尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」であり、「男女が自分の意思により、家庭、地域、学校、職場などのあらゆる分野に参画し、共に協力しあい、喜びも責任もわかちあえる社会」といえます。

この男女共同参画社会を実現するには、『男女が互いに尊重しあい、共に協力しあって』個々の力を発揮していくこと、言い換えれば『支えあい、感謝しあい、わかちあう』ことであり、地域の力を高めることにもつながります。

本計画の推進にあたっては、庁内では男女共同参画に関連する事業を各部署において毎年度点検していきます。そして、男女共同参画推進委員会でご意見をいただきながら施策の着実な推進を図ります。

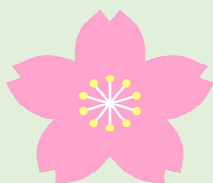
2 計画の基本方針

本計画の基本理念に基づいて、男女共同参画社会の実現をめざして効果的に取組を推進していくため、次の4つの基本方針と9つの基本施策を掲げます。

基本方針1

男女共同参画意識を深める

意識づくり



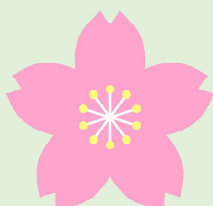
男女共同参画社会の形成には、男女がお互いを認めあう気持ちをもつことが重要であるため、固定的な性別役割分担意識による慣行や制度などを見直し、継続的かつ日常的な意識啓発に取り組むことが不可欠です。

男女がともに個性を生かして能力を発揮し、社会形成に参画するため、その基礎となる教育や学習における意識づくりが重要です。幼児期からの保育・教育が、男女共同参画意識の形成に重要な役割を担っていることを踏まえて意識づくりを行うとともに、様々な学びの場において、男女共同参画に関する意識づくりを進めていきます。

基本方針2

様々な分野への男女共同参画

地域づくり



男女共同参画社会の実現に向けて、様々な分野において男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から重要となる政策や方針決定過程の場への女性の参画を広げ、男女がともに協力しあって推進されるように努めます。

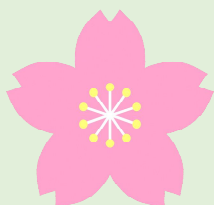
少子高齢化の進行と、地域や家族の形態が多様化する中、地域社会の果たす役割はますます大きくなっています。地域活動においては、男女がともに意見を出しあい、協力して地域づくりが行えるよう取組を進めていきます。

また、近年の大規模災害では男女共同参画の視点の浸透の必要性が再認識されたことも踏まえ、防災活動の分野において女性の視点を取り入れて男女の参画が進むように一層の取組を進めます。そして、地域活動をはじめ様々な分野へ男女がともに参画できる町づくりをめざします。

基本方針3

仕事と生活の調和

働く 環境づくり



住民一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、育児や介護などに男女が協力しあって担えるよう、仕事と家庭生活の調和（ワークライフバランス）の実現が求められています。

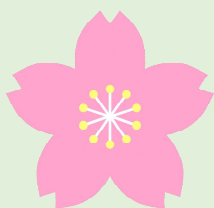
そのためには、多様な働き方に対応した働きやすい就業環境づくりに取り組み、家族が安心して暮らせるように支援します。

男女がともに、個人の生き方や多様な働き方が選択できるよう、関係機関等と連携を図りながら、就業環境の向上に努めます。

基本方針4

みんなが笑顔で暮らせるまちへ

安心づくり



人権の尊重は男女共同参画社会を形成する上でその基盤となる考え方です。ドメスティック・バイオレンス^{注1}（以下「DV」と表記）や各種ハラスメントを含むあらゆる暴力の根絶をめざします。

また、多様で複合的な困難を抱える方に相談窓口の周知や解決に向けた支援、サポートを行うとともに、誰もがともに生涯をいきいきと暮らすための健康支援や、生活支援、福祉サービスの利用を促進しながら、地域や家庭での介護や看護への男女共同参画の促進と地域で自立して暮らせる環境づくりに取り組みます。

そして、誰もが安心して暮らせる地域をめざして、地域での見守りや支えあい活動への男女の参画を促進します。

注1「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもの。明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で多く使用されている。

3 施策の体系

基本理念

ささえあう **か**んしゃしあう **わ**かちあう
～ みんながいきいきと暮らせるまち ～

基本方針

1 意識づくり



男女共同参画
意識を深める

2 地域づくり



様々な分野への
男女共同参画

3 働く環境づくり



仕事と生活の
調和

4 安心づくり



みんなが笑顔で
暮らせるまちへ

基本施策と施策の方向

【1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

- ① 人権尊重の意識づくり
- ② 男女共同参画に関する住民の理解と意識の啓発
- ③ 男女共同参画に関する調査・研究・情報提供

【2】男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

- ① 男女共同参画を推進する教育の充実
- ② 人権教育の推進

【3】政策方針決定過程における男女共同参画の推進 (佐川町女性活躍推進計画)

- ① 企画立案・意思決定過程からの女性の参画の拡大
- ② 女性リーダーの育成支援

【4】地域活動における男女共同参画の推進 (佐川町女性活躍推進計画)

- ① 地域活動における意識の改革
- ② 防災・防犯等における男女共同参画の推進

【5】職場における男女共同参画の推進 (佐川町女性活躍推進計画)

- ① 雇用・就業における男女共同参画の推進
- ② ハラスメント防止対策の推進
- ③ 農業・商工自営業等における男女共同参画の推進

【6】仕事と家庭の両立支援 (佐川町女性活躍推進計画)

- ① ワークライフバランスの普及・啓発の促進
- ② 子育て支援や家族介護支援の充実

【7】男女間のあらゆる暴力の根絶 (佐川町DV対策基本計画)

- ① 暴力を許さない社会づくりの推進
- ② 安心できる相談・支援体制の充実

【8】困難な問題を抱える女性への支援 (佐川町困難女性支援基本計画)

- ① 困難な状況におかれている女性への支援
- ② 相談窓口の周知と啓発の推進

【9】健康と福祉環境づくり

- ① 健康増進と健康の機会づくり
- ② いのちの大切さを育む意識の啓発
- ③ とともに支えあう福祉環境づくり

第3章 具体的な取組

計画の見方

【基本施策1】 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

- ①人権尊重の意識づくり
- ②男女共同参画に関する住民の理解と意識の啓発
- ③男女共同参画に関する調査・研究・情報提供

基本方針の下に位置づけられる基本施策と施策の方向を記載しています。

現状と課題

◆◇現状◇◆

男女共同参画の視点に立った法律や制度の整備が進められ、女性の様々な社会活動への参加が広がり、男性の育児や家事等への参画も特に若い世代で定着が進む状況も見受けられるようになりました。

◆◇課題◇◆

男女の人権の尊重と平等意識は、男女共同参画社会を形成する上でその根底を成す基本的な考え方であり、男女に違いがあることを根拠に、生き方が制限されたり、役割が固定されてはならないことです。

アンケート結果からみられる現状と課題をまとめています。

施策の方向

男女が互いに認めあい、尊敬しあいながら、男女共同参画社会の実現に向けて、人権尊重の意識づくりの根底として「男性だから、女性だから」という性別による偏見や差別などを解消し、男女共同参画に関する認識が高まるような意識啓発や各種情報の提供等を行います。

今後の施策の方向性を記載しています。

◆◇町の取組◇◆

施策の方向	主な施策	施策の内容	所管課
①人権尊重の意識づくり	◆人権フェスティバルなどのイベント・講座や、広報・ホームページ等を活用した、人権尊重に関する情報提供と意識啓発	人権フェスティバル（町内小中高生による意見発表会と人権講演（公演）会）開催により、住民の人権意識の啓発・熟成を図る。	総務課
	◆町職員への意識啓発をはじめとする研修の実施	職員研修等を通じて、職員の男女共同参画意識の向上を図る。	総務課

町が実施する具体的施策と内容、所管課を記載しています。

◆◇地域でやってみよう◇◆

当たり前を再考 ありがたうは最高！

○男女共同参画は男性のためでもあり、女性のためでもあります。家庭の中で、お互いに感謝する気持ちを言葉で伝え、協力して支えあう関係を築きましょう。

推進委員会で話し合った委員からの意見をもとに、地域の取組や気づきをまとめています。

◆◇関係団体からの意見（抜粋）◇◆

まとめ

- 人間として、個人一人ひとりの視点が大事だと思います。
- お互いの気付きや理解が大切で、啓発の機会を作ることが必要です。

関係団体からのご意見を紹介しています。

基本方針1～4ごとに、指標を設定

1 意識づくり



男女共同参画意識を深める

【基本施策1】 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

- ①人権尊重の意識づくり
- ②男女共同参画に関する住民の理解と意識の啓発
- ③男女共同参画に関する調査・研究・情報提供

現状と課題

◆◇現状◇◆

男女共同参画の視点に立った法律や制度の整備が進められ、女性の様々な社会活動への参加が広がり、男性の育児や家事等への参画も特に若い世代で定着が進む状況も見受けられるようになりました。このように、女性の地位向上や男女共同参画に関する意識は徐々に浸透しつつあります。

住民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方には反対という回答が前回調査より10%以上増え、「どちらかという反対」を合わせると、反対派は80%に上っており、共働き世帯の増加が背景にあると考えられます。一方で、賛成とする回答は8%と、依然として固定的な性別役割分担意識は根強く潜在していることが伺えます。また、様々な場面での男女平等意識についても、職場は「平等」と思う割合は、約34%、家庭生活は「平等」と思う割合は約37%となっており前回調査よりそれぞれ3%程度上昇しています。学校教育の場は「平等」の割合が高いものの、前回と同程度の38%台となっています。また、地域活動、法律や制度上、社会全体では「平等」はそれぞれ31.5%、26.0%、15.1%と前回よりも低い状況です。全ての場面において『男性優遇意識^{注2}』が『女性優遇意識^{注3}』を上回っています。そして、不平等の原因としては、「男女の役割についての固定観念」が66.9%と最も多く、ついで「社会通念やしきたり・慣習」が53.4%、「男女の身体的・生理的な違い」が50.5%と多く回答されています。

また、男女共同参画に関する言葉の認知度は、セクシュアル・ハラスメント^{注4}（セクハラ）、パワー・ハラスメント^{注5}（パワハラ）、DVは内容まで認知している割合が高いですが、男女共同参画基本法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律やワークライフバランス（仕事と生活の調和）は内容までは認知されていない状況が見受けられます。

注2 「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の計を『男性優遇』としている。

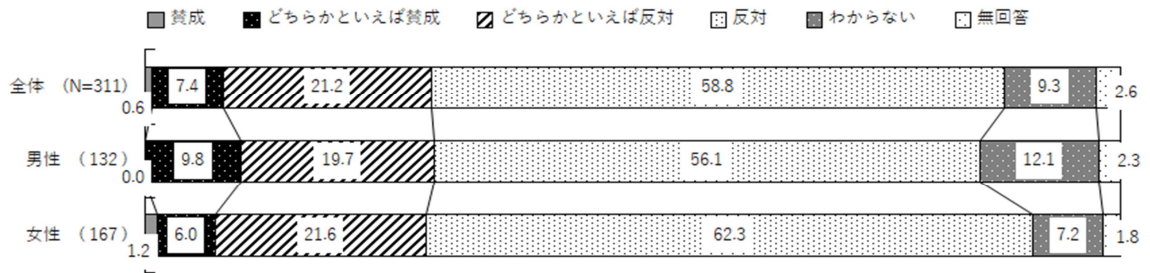
注3 「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の計を『女性優遇』としている。

注4 【セクシュアル・ハラスメント】相手の意に反した不快な性的言動のこと。

注5 【パワー・ハラスメント】職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動のこと。

◆「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について◆

問19 ②夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである[%]



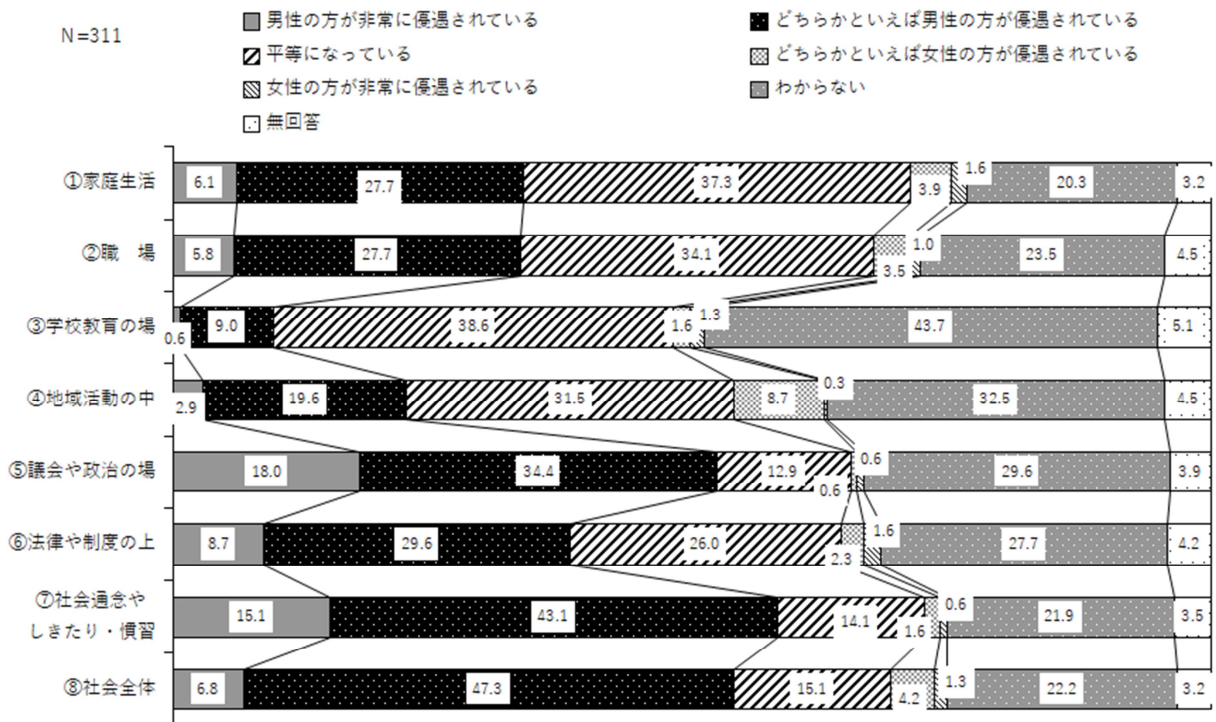
※図表中 N は、割合 (%) の基数を示す(以下同様)

問19. ②夫は外で働き、妻は家庭を守るべき							
	全 体	賛 成	どちらかとい えば賛成	どちらかとい えば反対	反 対	わからない	無回答
H25	399 100.0	19 4.8	78 19.5	120 30.1	125 31.3	37 9.3	20 5.0
H30	381 100.0	5 1.3	43 11.3	103 27.0	173 45.4	42 11.0	15 3.9
R6	311 100.0	2 0.6	23 7.4	66 21.2	183 58.8	29 9.3	8 2.6

(上段:人、下段:%) 出典:住民意識調査

◆男女の地位の平等意識◆

問9 男女の地位[%]

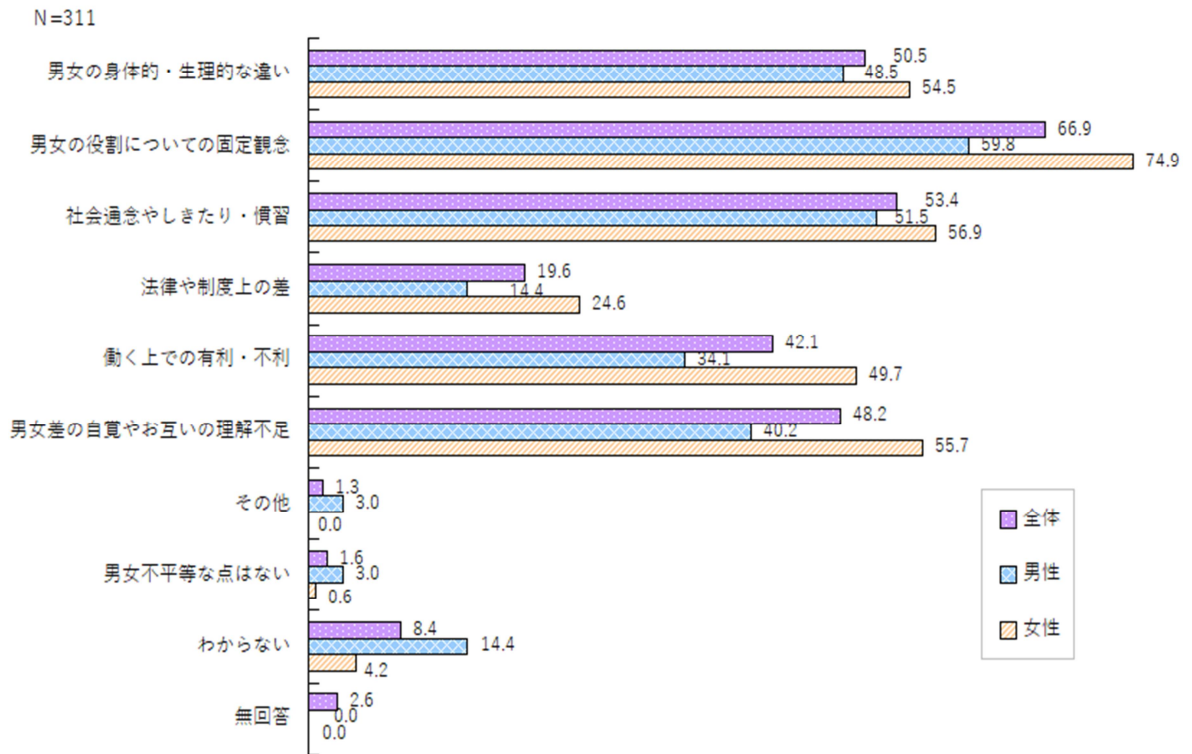


問9. 男女の地位 『平等になっている』の回答割合								
	①家庭生活	②職 場	③学校教育の場	④地域活動の中	⑤議会や政治の場	⑥法律や制度の上	⑦社会通念やしきたり・慣習	⑧社会全体
H25	137 34.3	94 23.6	166 41.6	125 31.3	55 13.8	128 32.1	56 14.0	76 19.0
H30	130 34.1	120 31.5	146 38.3	129 33.9	44 11.5	105 27.6	51 13.4	62 16.3
R6	116 37.3	106 34.1	120 38.6	98 31.5	40 12.9	81 26.0	44 14.1	47 15.1

(上段:人、下段:%) 出典:住民意識調査

◆男女の不平等が生じる原因について◆

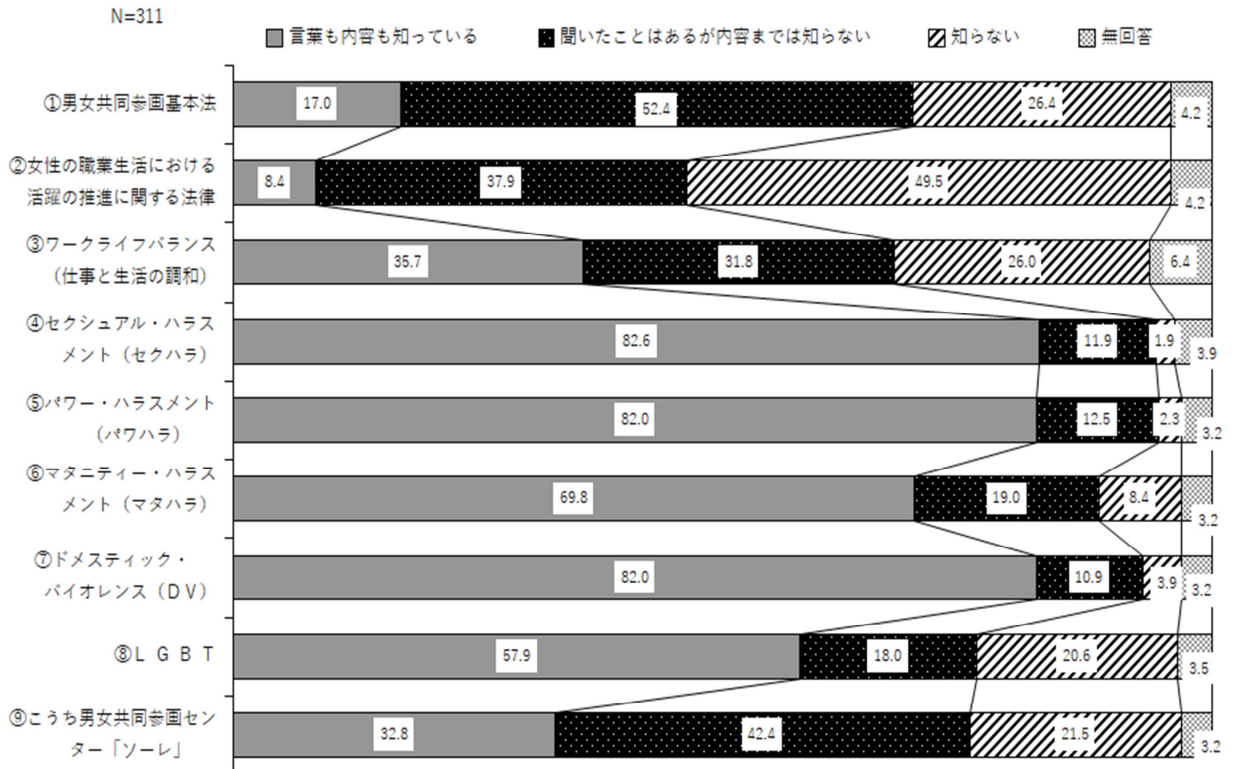
問 10 不平等が生じる原因〔%・複数回答〕



出典：住民意識調査

◆男女共同参画に関する用語の認知度◆

問 29 言葉の認知度〔%〕



出典：住民意識調査

◆◆課題◆◆

住民意識調査では、家庭や職場での平等感は一時的に上昇しましたが、全般的に『男性優遇意識』が強く、様々な場面で男女や年代によって男女平等感に差異があることが伺えました。特に、議会や政治の場、社会通念やしきたり、社会全体では、平等感は10%台と低くなっています。固定的な性別役割分担意識は根強く、生活習慣等を通して無意識に継承され、個人個人の能力発揮や選択の自由を阻害する要因となっている可能性があります。固定的な性別役割分担意識を取り除いていくためには、継続的に日常的なところから意識啓発を働きかけ、一人ひとりが考える機会やきっかけを増やす必要があります。家庭での家事や育児の共有、男性への働きかけ、子どもたちに伝えることの大切さを重視して、幅広い層に向けて一層取り組みを進めることが必要です。

男女の人権の尊重と平等意識は、男女共同参画社会を形成する上でその根底を成す基本的な考え方であり、男女に違いがあることを根拠に、生き方が制限されたり、役割が固定されてはならないことです。基本的な考え方を培い、全ての住民が意識を深められるように啓発活動を継続して広い年代に届くように取り組んでいくことが重要です。

施策の方向

男女が互いに認めあい、尊敬しあいながら、男女共同参画社会の実現に向けて、人権尊重の意識づくりの根底として「男性だから、女性だから」という性別による偏見や差別などを解消し、男女共同参画に関する認識が高まるような意識啓発や各種情報の提供等を行います。また、イベントなど様々な機会を通じて、住民の身近なところから人権意識の高揚を働きかけていきます。

◆◆町の実施◆◆

施策の方向	主な施策	施策の内容	所管課
①人権尊重の意識づくり	◆人権フェスティバルなどのイベント・講座や、広報・ホームページ等を活用した、人権尊重に関する情報提供と意識啓発	人権フェスティバル（町内小中高生による意見発表会と人権講演（公演）会）開催により、住民の人権意識の啓発・熟成を図る。	総務課
	◆人権に関する正しい知識と理解の促進	町内の保育、小中学校での「人権の花運動」を通して、生命の大切さや相手への思いやりなど、人権尊重の気持ちを育む。	総務課
	◆町職員への意識啓発をはじめとする研修の実施	職員研修等を通じて、職員の男女共同参画意識の向上を図る。	総務課

施策の方向	主な施策	施策の内容	所管課
②男女共同参画に関する住民の理解と意識の啓発	◆固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発	性別役割分担意識の解消に向け、広報やホームページを活用して男女共同参画に関する情報を発信する。	総務課（推進委員会）
	◆男女共同参画の意義を理解し、学習する場の提供	男女共同参画に関する講演会や学習会を開催する。	総務課 教育委員会
③男女共同参画に関する調査・研究・情報提供	◆男女共同参画に関する情報の収集と提供	国や県の機関を通じて、男女共同参画に関する情報や統計データを収集し、情報を発信する。	総務課（推進委員会）
	◆住民及び事業所等への調査の実施	本計画の見直しにあわせて住民や事業所、町内活動関係団体へのアンケート調査を実施する。	総務課

◆◇地域でやってみよう◇◇

当たり前を再考 ありがたうは最高！

- 男女共同参画は男性のためでもあり、女性のためでもあります。家庭の中で、お互いに感謝する気持ちを言葉で伝え、協力して支えあう関係を築きましょう。
- 男女共同参画の物差しで、日常の言動、地域の慣習を顧みる習慣をもちましょう。

◆◇関係団体からの意見（抜粋）◇◇

ま と め

- 人間として、個人一人ひとりの視点が大事だと思います。
- お互いの気付きや理解が大切で、啓発の機会を作ることが必要です。
- 男女の特性を理解し合い助け合う事、その為には、日頃からの繋がりや会話が大切です。

【基本施策2】

男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

- ①男女共同参画を推進する教育の充実
- ②人権教育の推進

現状と課題

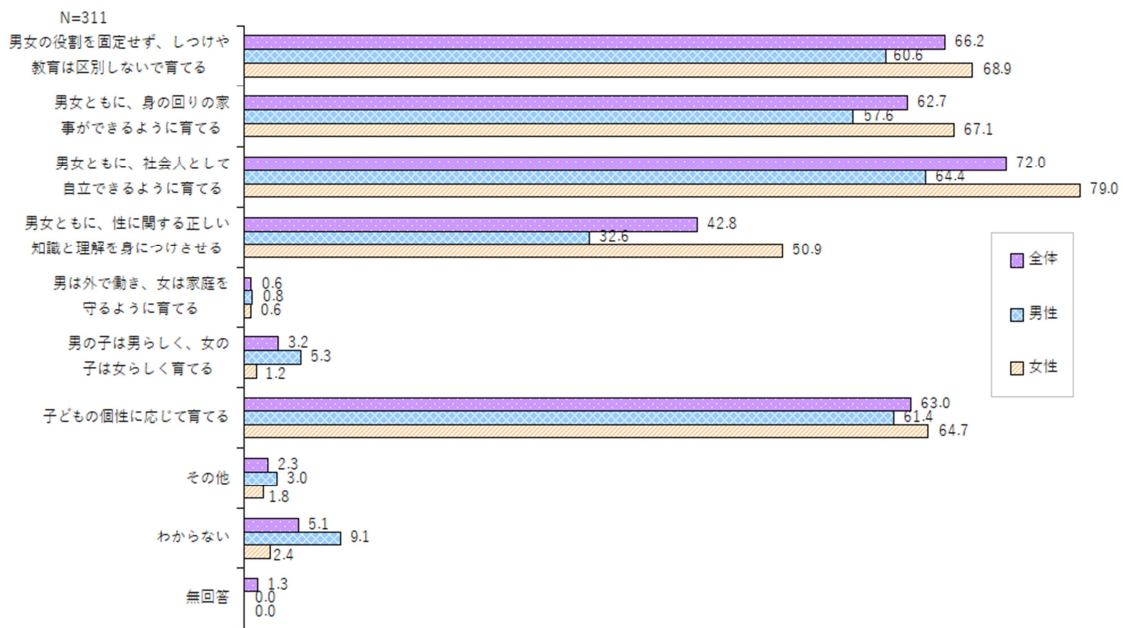
◆◇現状◇◆

住民意識調査では、子どもの育て方については、「男女ともに、社会人として自立できるように育てる」「男女の役割を固定せず、しつけや教育は区別しないで育てる」「子どもの個性に応じて育てる」「男女ともに、身の回りの家事ができるように育てる」といった考えが主流となっており、このような回答は女性の割合が高くなっています。

人権の尊重や男女平等意識は、幼少期から成長段階に応じて、様々な体験や学習を積み重ね、継続して学んでいくことが大切です。そして、大人になってからも男女共同参画に関する認識を深められるよう、学習環境を整えていく必要があります。

◆子どもの育て方についての意識◆

問18 子どもの育て方について〔%・複数回答〕



	全体	男女の役割を固定せず、しつけや教育は区別しないで育てる	男女ともに、身の回りの家事ができるように育てる	男女ともに、社会人として自立できるように育てる	男女ともに、性に関する正しい知識と理解を身につけさせる	男は外で働き、女は家庭を守るように育てる	男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる	子どもの個性に応じて育てる
H25	399	259 64.9	267 66.9	327 82.0	175 43.9	13 3.3	94 23.6	244 61.2
H30	381	226 59.3	218 57.2	270 70.9	131 34.4	5 1.3	37 9.7	219 57.5
R6	311	206 66.2	195 62.7	224 72.0	133 42.8	2 0.6	10 3.2	196 63.0

（上段：人、下段：%） 出典：住民意識調査

◆◆課題◆◆

固定的な性別役割分担意識の見直しをはじめ、男女がお互いを理解し協力しあうことの重要性など、男女共同参画の意識づくりに向け家庭や教育・保育施設や学校、地域等様々な場での学習活動の継続が重要です。

子どもの頃から男女共同参画についての意識を高める教育の推進とともに、一人ひとりの個性・可能性が生かされ、進路等の選択の場面で性別にとらわれず、様々な選択を可能にしていく教育活動が求められます。

施策の方向

人権尊重や男女共同参画について、生涯にわたって学べるように、学校から家庭、地域社会等における男女共同参画に関する教育や学習の場の提供を推進します。また、性別に関わりなく、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、生きる力を育てる教育を推進します。

◆◆町の実践◆◆

施策の方向	主な施策	施策の内容	所管課
①男女共同参画を推進する教育の充実	◆学校等における、男女共同参画と、一人ひとりの個性の尊重を基本とする教育の推進	各学校で技術・家庭、道徳教育の授業、学校生活、各種活動の中で推進する。	教育委員会
②人権教育の推進	◆学校等における人権教育の推進	人権教育研究協議会総会・夏季研究大会・集約大会を開催する。	教育委員会
	◆学校等における、性についての正しい理解、こころと身体の発達についての科学的知識と理解の促進を図る教育の推進	各学校で保健体育や道徳の授業や特別活動として実施する。	教育委員会

◆◆地域でやってみよう◆◆

十人十色、お互いの個性を認めあおう！

○大人が子どもに関わるときに、「男だから女だから」ではなく、個人として個性を認めるような接し方をしましょう。

◆◆関係団体からの意見（抜粋）◆◆

ま と め

- 男性と女性の違いがあることを教わった上で、各々の個性を活かす取組が必要ではないかと思います。
- お互いを認め合う、個人を大切にする教育をベースにして欲しいです。出席簿や制服、色分けなど、男女で分けることを減らして欲しいですし、制服もジェンダーフリーの制服が望ましいと思います。
- 最近の教育現場では、男女共に、共同して実践することが大切であると強調されています。また、知識をさらに深める地域体験学習も取り入れられています。今後も、男性、女性の特性を知り、生かしながらチームで取り組む体験を進めて欲しいです。

基本方針 1 「男女共同参画意識を深める」の指標

指標項目	現状	目標	備考
町職員の男女共同参画・女性問題に関する研修会開催回数	1回	2回	総務課
社会全体が男女平等と思う住民の割合	15.1%	20.0%以上	住民意識調査

2 地域づくり



様々な分野への男女共同参画

【基本施策3】

政策方針決定過程における男女共同参画の推進 (佐川町女性活躍推進計画)

- ①企画立案・意思決定過程からの女性の参画の拡大
- ②女性リーダーの育成支援

現状と課題

◆◇現状◇◆

地方分権が広がり、町づくりや行政の方針決定に住民参画を基本として、本町では住民意識調査やパブリックコメント制度をはじめ協議体の設置などにより住民に協力していただき町づくりを進めています。その協議の場での委員構成等にも男女共同参画の視点に配慮しながら運用しており、近年では本町の設置するほぼ全ての審議会等に女性委員が含まれており、女性委員の割合は3割以上を占めています。しかし、現状では、政治、経済などの分野をはじめ、企業や地域における活動などにおいて、女性の意思決定過程からの参画は必ずしも十分であるとはいえません。

持続可能な活力ある社会・経済環境には、様々な人材の能力を活用し、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要です。そのためには、社会活動のあらゆる分野に、男女がともに参画できる環境をつくることが重要です。

事業所調査では、女性の活躍を推進する上で必要と考える取組では、「人材育成の機会を男女平等に与えること」、「超過勤務削減等ワークライフバランスの推進」、「公正・透明な人事管理制度、評価制度の構築」などの項目が多く回答されています。

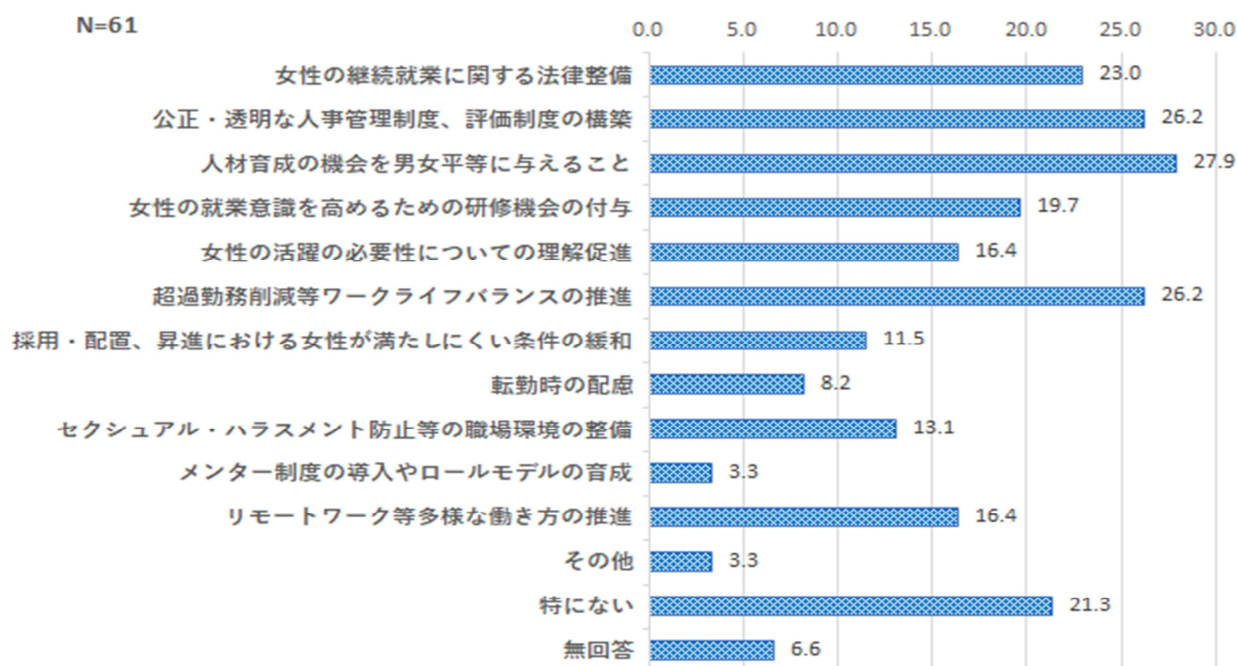
◆佐川町の女性委員を含む審議会の割合と女性委員割合の推移◆

	審議会等数 (件)	女性委員を含む審議会		女性委員を含まない審議会	
		数(件)	割合	数(件)	割合
令和3年度	21	20	95.2%	1	4.8%
令和4年度	21	20	95.2%	1	4.8%
令和5年度	21	20	95.2%	1	4.8%
令和6年度	21	20	95.2%	1	4.8%
令和7年度	23	22	95.7%	1	4.3%

	委員数 (人)	女性委員		男性委員	
		人数(人)	割合	人数(人)	割合
令和3年度	204	65	31.9%	139	68.1%
令和4年度	205	66	32.2%	139	67.8%
令和5年度	204	68	33.3%	136	66.7%
令和6年度	200	65	32.5%	135	67.5%
令和7年度	202	62	30.7%	140	69.3%

◆女性の活躍を推進する上で必要な取組◆

問 13 女性の活躍を推進する上で必要と考える取組〔%・複数回答〕



出典：事業所調査

◆◆課題◆◆

町の審議会や各種委員会委員に幅広く住民が参画し、その意見を反映した町づくりを進めていくためには、男性と女性の比率だけを整えるにとどまらず、男女がともに考え、意見を出しあい、互いの意見を尊重し反映できる環境づくりと、自分たちも学んでいくことが重要です。

町でも職員の管理職への女性登用の取組を進め、令和7年度当初の管理職に占める女性の割合は4割を超えています。町内事業所においても管理職への女性登用を促進し、方針決定過程から男女がともに参画して事業を推進するためには、事業所への啓発が必要です。

今後は、職場や地域において、女性の積極的な育成と登用を進めるとともに、公正・透明な人事管理制度や評価制度の構築が重要です。

施策の方向

男女がともに、町の政策や方針の決定過程に参画し、持続可能で多様性に富んだ活力ある社会を構築するため、管理職への女性登用の促進、町の政策や方針の決定過程への女性の参画の拡大を進めます。

また、新しい視点や様々な立場を考慮した多様な意見を地域活動や企業活動の方針に反映させ、男女の意識改革や女性リーダーの人材育成、地域活動や職場における企画立案・方針決定過程からの女性の参画を促進するため、商工会との連携による事業所への啓発、労働環境の向上等の働きかけを行います。

◆◆町の取組◆◆

施策の方向	主な施策	施策の内容	所管課
①企画立案・意思決定過程からの女性の参画の拡大	◆事業所や団体の代表や役員への女性の参画の働きかけの実施	町内の事業主などに対して女性の人材登用についての啓発や情報提供を行う。	総務課
	◆女性の職業能力向上に関連する情報の収集と提供、事業所等に対する広報・啓発	能力開発や起業のための講座等の情報発信を行い、女性の就労を支援する。	総務課
	◆男女を問わない能力の実証に基づき、町職員の管理職等への適正な任用の推進	人事評価結果に基づき、能力と適性に応じた女性管理職の登用について積極的な検討を行う。	総務課
②女性リーダーの育成支援	◆町の審議会等委員の女性参画を促進するため、各種団体の女性リーダーなどの人材の把握と活用	審議会等委員への女性登用を積極的に進める。当職委員の見直しを図りながら、女性委員の登用を促進し、各審議会の女性委員比率40%達成をめざす。	総務課
	◆リーダー養成の学習機会の提供と女性リーダーネットワークづくりの推進	女性が地域の様々な分野の組織・団体において指導的な役割を果たせるような学習機会の提供に努める。 各分野で活躍する団体及び女性リーダーのネットワークづくりを支援し、女性リーダーを育成する。	総務課 ほか 全課

◆◆地域でやってみよう◆◆

色々な活動に参加してみよう！
○参画するための学習やチャレンジの機会をつくっていきましょう。そのための学習会にも参加し、様々な場で男女がともに意見を出しあえることが重要です。

◆◆関係団体からの意見（抜粋）◆◆

ま と め
○政府の要職も男性が圧倒的多数です。これでは女性の声は、意見として政策に取り入れてもらえないと思います。
○もっと多様な立場や意見を持つ人が、参加できるようになればいいと思います。
○意識のある方は、努力してその場にたどりついていただきたいです。

【基本施策4】

地域活動における男女共同参画の推進
(佐川町女性活躍推進計画)

- ①地域活動における意識の改革
- ②防災・防犯等における男女共同参画の推進

現状と課題

◆◇現状◇◆

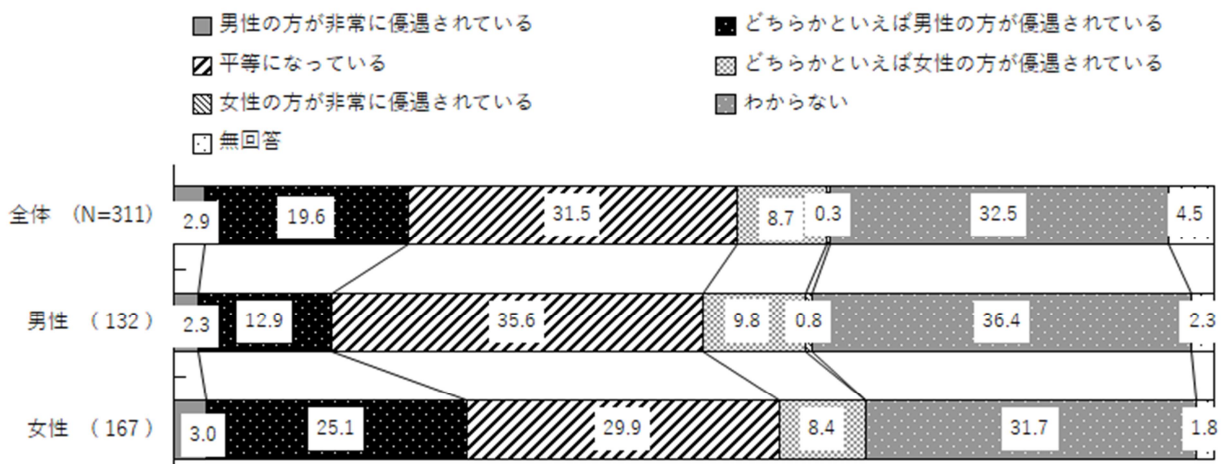
地域社会は、家庭とともに一人ひとりにとって最も身近な生活の場であり、地域社会における男女共同参画の推進は、地域社会の活性化にもつながります。

地域活動への女性の参画は広がっていますが、方針決定の場などへの女性の参画は十分とはいえません。特に、防災への取組の必要性や意識が高まる中、地域活動や防災活動の分野においても、女性の視点の重要性がますます指摘されています。様々な地域活動の方針決定過程や防災活動などへの女性の参画を促進する必要があります。

住民意識調査では、「自治会、婦人会、老人会、PTA、子ども会等の活動」への参加率が最も高く、「趣味や教養、スポーツ、レクリエーションに関する活動」「防災・防犯等の地域活動」へ参加する住民もみられます。しかし、地域活動に参加していない割合が最も多く、高齢化の進行も重なり、参加している人、いない人は今後も二極化が進むことが懸念されます。また、地域活動における男女平等意識は「平等になっている」が全体で3割程度ですが、女性は「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が多く回答されています。地域活動における男女間の格差として、「会議や行事等で女性が飲食の世話や後かたづけをすることが多い」と回答された割合は前回より1割程度低くなっています。また、地域活動に必要と思うこととして、「様々な立場の人達が参加しやすいよう活動の時間帯を工夫すること」「男性も女性も積極的に地域活動に参加すること」などがあげられています。

◆地域活動における男女の地位の平等意識◆

問9 男女の地位④地域活動中では[%]

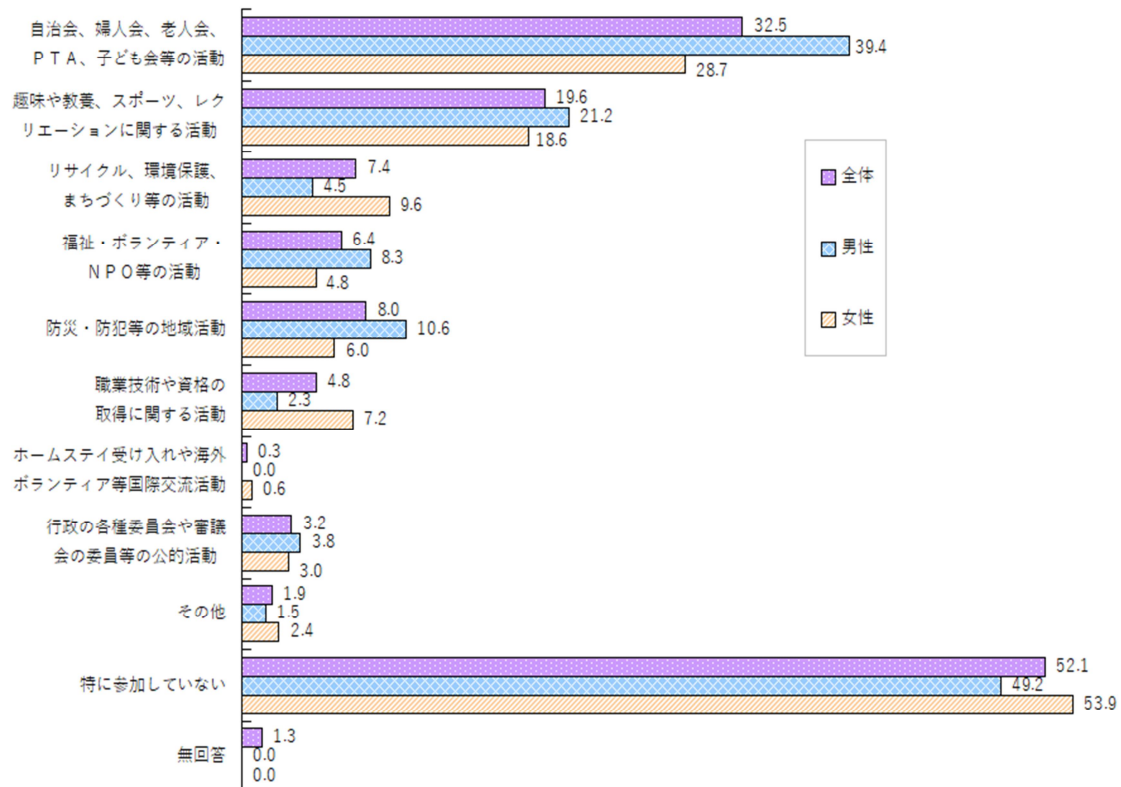


出典：住民意識調査

◆地域活動への参加状況◆

問22 地域活動の参加[%・複数回答]

N=311

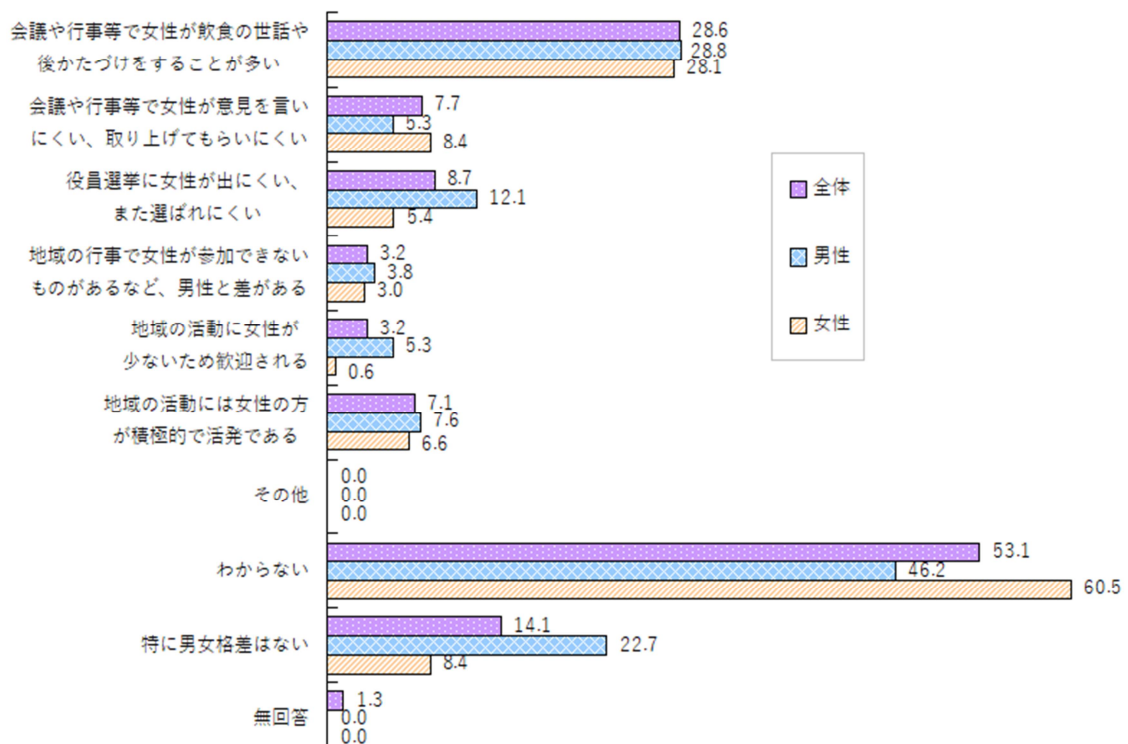


出典：住民意識調査

◆地域活動における格差◆

問23 地域での活動における男女間の格差[%・複数回答]

N=311



出典：住民意識調査

◆◆課題◆◆

女性の視点やニーズをより一層地域の活動に反映させ、男女が年齢に関わらず地域の一員としてともに地域おこしや町づくり、防犯や防災、ボランティアなどの様々な分野の地域活動に参画できるように、仕事や家庭生活で忙しい人も参画しやすい工夫が求められています。

地域の防災・防犯機能の向上のため、男女が協力しあうことの重要性を更に啓発する必要があります。高齢化が進む中、地域活動の維持・拡充は安心できる地域づくりにつながることから、より多くの住民に自分のできる分野・範囲で参画を促進することが重要です。

施策の方向

男女がともに主体的に地域活動に参画し、より活力ある地域社会が形成されるように、様々な地域活動への支援に努めます。

防災活動や避難所の運営において、女性の視点を取り入れて防災活動が推進されるように取り組みます。

◆◆町の取組◆◆

施策の方向	主な施策	施策の内容	所管課
①地域活動における意識の改革	◆地域における女性団体等への活動支援	町内活動団体の把握と交流支援	総務課 ほか全課
	◆ボランティア活動やまちづくり活動などを行う団体への、男女共同参画の促進に向けた情報提供や、活動の場の提供、ネットワークづくりなどの支援	自治会活動などの場への女性の参加を促し、広報等を利用して男女共同参画の必要性を啓発する。	総務課
②防災・防犯等における男女共同参画の推進	◆地域での防災訓練や避難訓練などを通じた、より多くの女性に防災についての意識を高める機会の提供	自主防災組織における女性役員の登用を働きかけるとともに、防災訓練への女性の参加を呼びかける。	総務課
	◆防災計画や防災マニュアルなどにおいて、男女のニーズの違いを反映した取組の促進	防災訓練・研修等に女性からの視点を意識した内容を取り入れる。	総務課
	◆地域住民や関係機関と連携した防犯体制の充実	登下校時の児童生徒の見守り活動や交通安全、消費生活など地域の安心・安全活動を継続実施する。高齢者や障害のある方について、関係機関との情報共有する場を持ち、見守り体制を維持する（SOSネットワークの推進）。	総務課 健康福祉課 教育委員会

◆◇地域でやってみよう◇◆

お互いに支えあおう！

- 飲食の準備や片付けは、男女が協力してみんなでやりましょう。
- 話し合いの場等では、誰もが声を出せる雰囲気をつくりましょう。

◆◇関係団体からの意見（抜粋）◇◆

ま と め

- 永い間、培ってきた経験を、各々が生かす事が大事です。防災においては、訓練の中で、女性の経験をもっと全面に出すようにすることが、男性の役割りでもあります。
- 訓練や学習会の打上後の懇親会での準備や片付けを、いまだに女性に頼っている所もあり、そこから見直すなどの取組が必要です。
- お互いにできる事を、助け合ってやっていけたら良いと思います。人との繋がりを大切にし、お互いの考えを聴く事が大事だと思います。
- どんどん活動に出かける人は決まっています、出かけない人は全く出ない、というのが現状ではないでしょうか。特に男性が多いのではないかと感じています。出ない人をどうやってひっぱり出すか？が悩ましい所です。

基本方針2 「様々な分野への男女共同参画」の指標

指標項目	現状	目標	備考
町の審議会（広域を除く）等での女性委員の占める割合	30.7%	40.0%	総務課
「会議や行事等で女性が飲食の世話や後かたづけをすることが多い」とする女性の割合	28.6%	20.0%	住民意識調査

3 働く環境づくり



仕事と生活の調和

【基本施策5】 職場における男女共同参画の推進（佐川町女性活躍推進計画）

- ①雇用・就業における男女共同参画の推進
- ②ハラスメント防止対策の推進
- ③農業・商工自営業等における男女共同参画の推進

現状と課題

◆◇現状◇◆

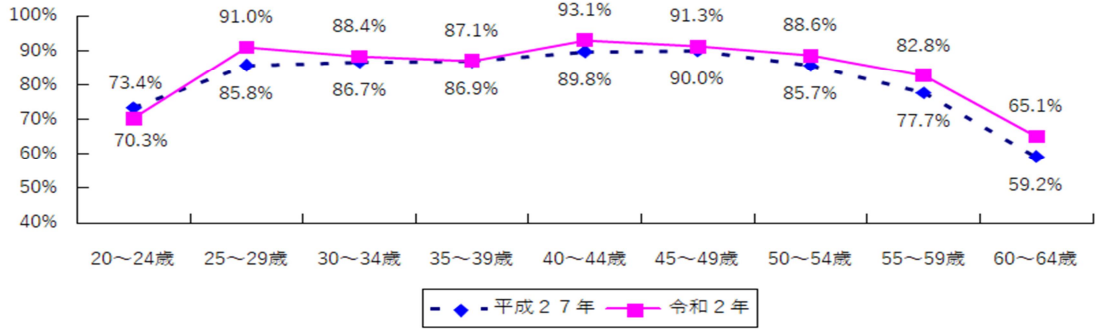
近年、働く女性は長期的に増加傾向にあり、就業構造の変化や、女性の職業意識の変化等を背景に勤続年数の伸長、女性活躍の推進など、社会も女性の労働力をますます必要としています。近年は出産・育児によるとみられる女性の正規雇用比率の低下幅は小さくなっており、今後も女性の正規雇用比率の高まりが期待される状況です。男女雇用機会均等法の改正や育児・介護休業制度など法整備も進んできましたが、男女の働き方や就業しやすい環境づくりが一層重要となっています。住民意識調査の「募集や採用」に関する質問では、「ほぼ平等になっている」とする回答割合は5割程度でした。

国勢調査では、本町の女性労働力率は20歳代後半～50歳代は継続して高く、平成27年よりも令和2年は上昇しており、既婚女性の労働力率も高いことから、継続して就業する女性が多いことが伺えます。また、女性就業者の75%前後が第3次産業に従事しており、第1次産業と第2次産業がそれぞれ10%強となっています。その中で農業や商工業等の自営業の分野では、実質的に生産と経営を女性が担っていることが多いものの、家族従業が多く、職業人として経営に参画しにくい面も見受けられます。

住民意識調査では、職場の「教育や研修」「有給休暇の取得」に関して、男女平等になっているという回答が多い一方で、「賃金・昇給」「昇進や昇格」などは男性優遇の意識が比較的多くなっています。また、「教育や研修を、性別に関係なく実施している」や「仕事と家庭の両立のための制度を整備し、活用を促進している」「人事考課基準を明確に定めている」事業所もみられます。

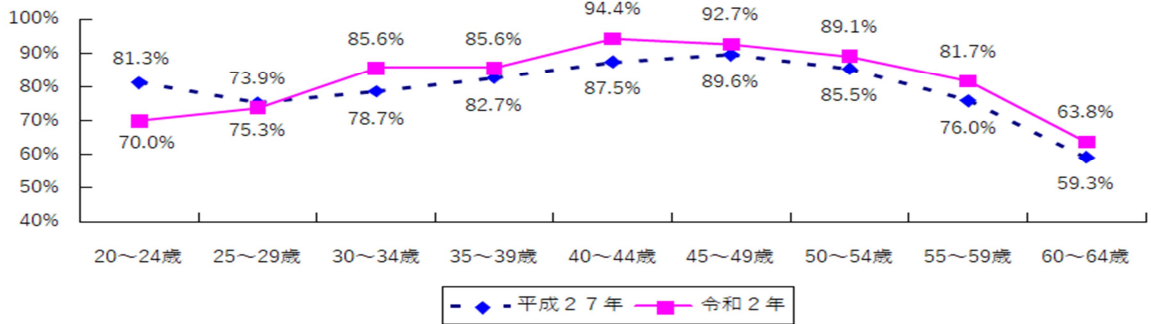
また、セクシュアル・ハラスメントについては「自分のまわりに経験した人がいる」31.8%、「自分が直接経験したことがある」18.0%と回答されています（45ページ参照）。事業所では、ハラスメント防止の取組として「苦情・相談があった場合には対応している」や「社内規定等でとりまとめ、従業員に対して明示している」等を行っている事業所もみられ、様々な面での職場環境の向上が重要となることが伺えます。

◆女性の労働力率(平成27年・令和2年)◆



出典: 国勢調査

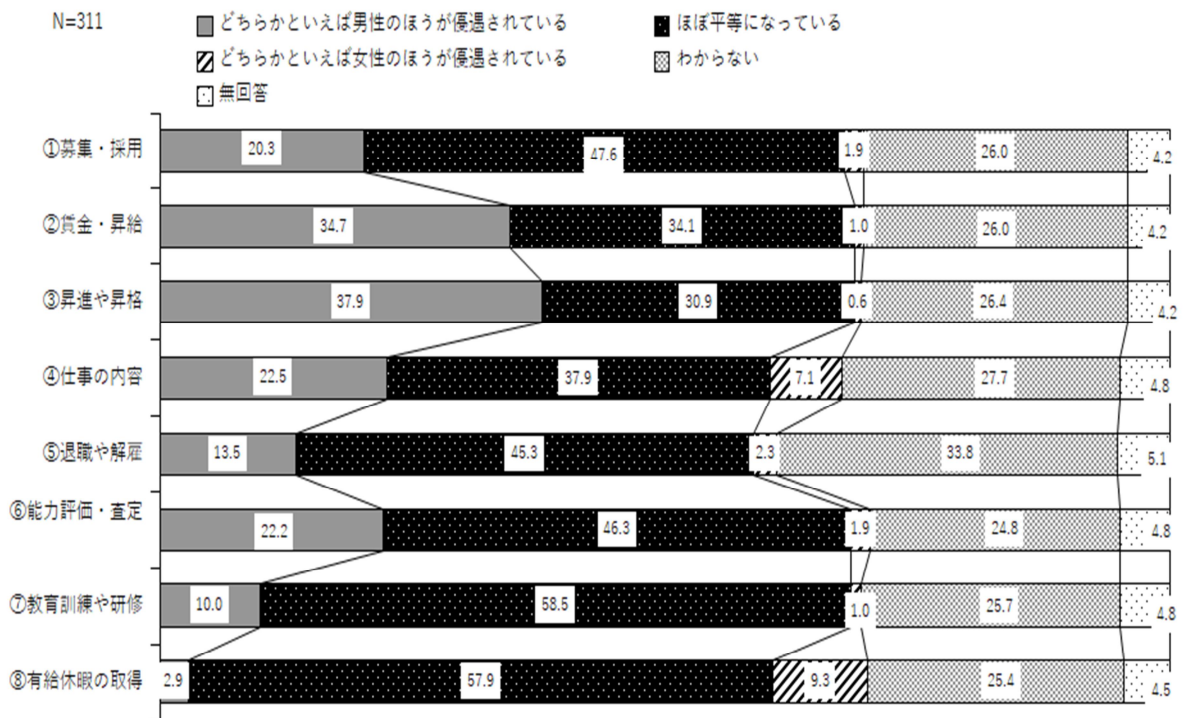
◆既婚女性の労働力率(平成27年・令和2年)



出典: 国勢調査

◆職場における平等感◆

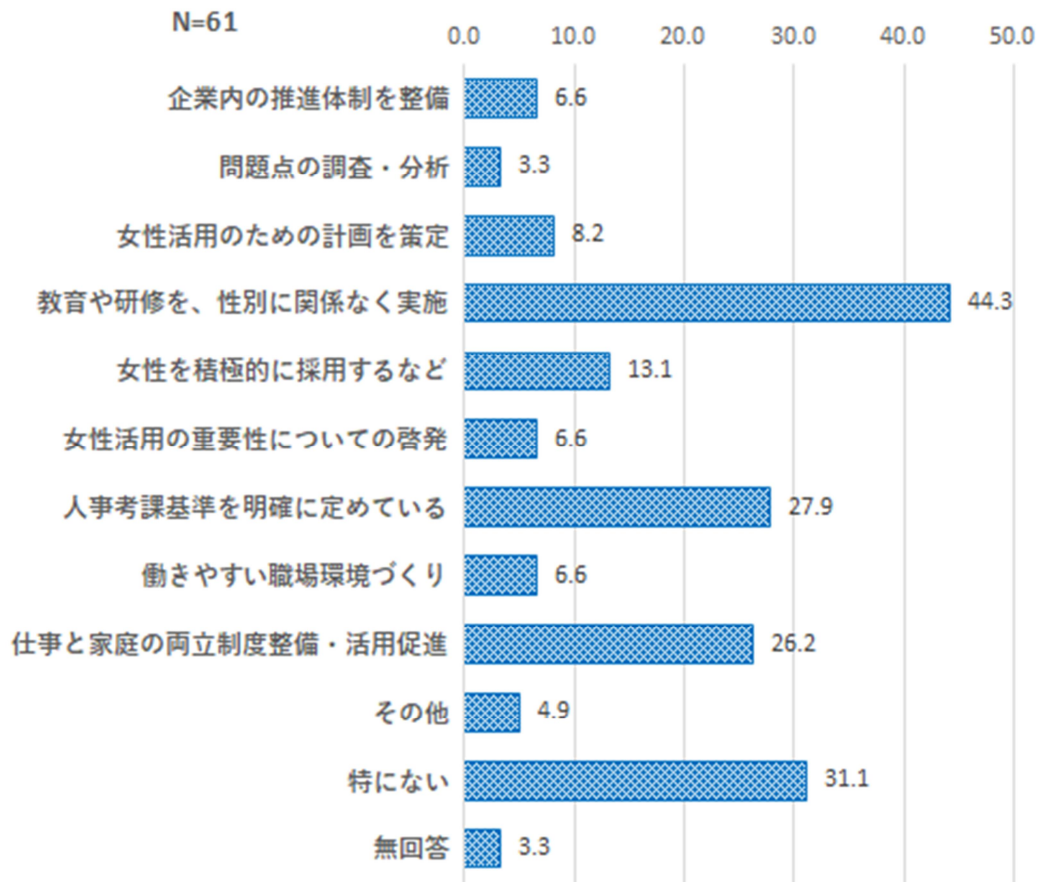
問 13 職場での男女の扱い[%]



出典: 住民意識調査

◆女性活躍のための事業所での取組◆

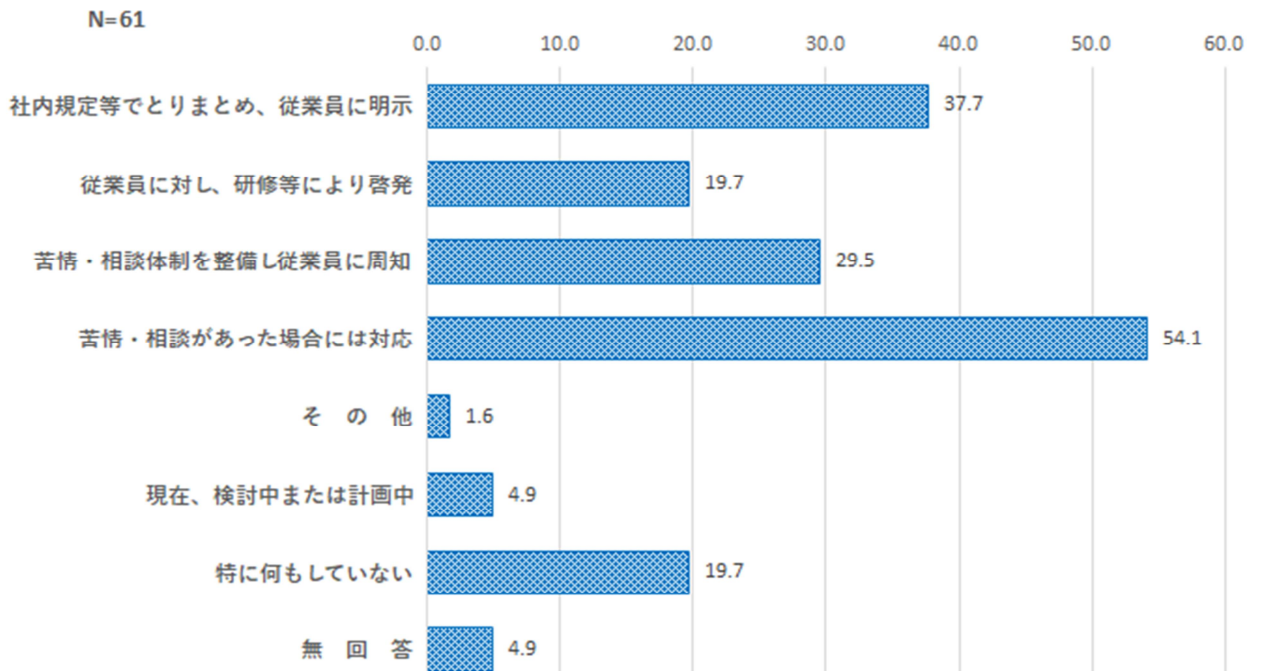
問10 取り組んでいること[%・複数回答]



出典：事業所調査

◆職場におけるハラスメント防止の取組◆

問21 ハラスメント防止の取組[%・複数回答]



出典：事業所調査

◆◆課題◆◆

本町の女性の労働力率は高く、各年代で上昇傾向であり、仕事は生活の基盤となっており、様々な雇用・就業の分野において、男女の均等な機会と待遇の確保や女性の就業継続と再就職支援の取組を、関係機関と連携して推進する必要があります。女性が働き続けることに対する理解や認識を深め、職場復帰や再就職の支援や働き続けやすい環境づくりとともに、男性にとっても働きやすい環境づくりが求められます。

事業所や地域において、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の各種ハラスメントは重大な人権侵害であり、暴力であるという意識を深めるとともに、相談や被害者支援等の体制づくりが必要です。

施策の方向

女性の就労を支援するため、また男女にとって働きやすい環境づくりに向け、関係機関と連携し、求人情報の提供や職業能力向上のための学習機会の充実などに努めるとともに、セクシュアル・ハラスメント等の各種ハラスメント防止対策などを推進します。

また、農業、商工自営業等における家族経営協定^{注6}締結の推奨や、意思決定の場への女性の参画促進など、関係団体と連携して取り組みます。

◆◆町の取組◆◆

施策の方向	主な施策	施策の内容	所管課
①雇用・就業における男女共同参画の推進	◆関係課及びハローワーク等との連携による、男女雇用機会均等法や労働基準法等をはじめとする法制度や、女性の雇用及び労働条件向上に関する情報の収集・提供	男女雇用機会均等法に基づき禁止されている措置や義務とされている措置について、広報などで啓発する。	産業振興課
②ハラスメント防止対策の推進	◆セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等防止に向けた啓発	広報やホームページ等による告知、チラシやパンフレットの配布などを通じ、ハラスメントの発生を未然に防止するための啓発活動を行う。	総務課
③農業・商工自営業等における男女共同参画の推進	◆家族経営協定の締結等による女性や後継者等、農業従事者の地位及び役割を明確化することなどについての、様々な機会を通じた意識啓発	農業改良普及所等と連携して、家族経営協定の普及及び締結促進に努める。	産業振興課
	◆商工会等の関係団体と連携し、自営業者への男女共同参画についての啓発や情報提供	商工会等関係機関と連携して各種講座を開催する。	産業振興課

注6【家族経営協定】家族で農業経営を行う場合に、経営方針や役割分担、就業条件などについて、家族間の話し合いに基づき取り決めるもの。

◆◇地域でやってみよう◇◆

みんなが働きやすい環境をつくろう！

- 事業所は、男女が仕事と家庭生活を両立するための支援策を充実しましょう。
- 一人ひとりがやりがいを感じ、いきいきと働ける職場環境をめざして、事業所は職員の声を聞き、働きやすい環境づくりを進めましょう。
- 職場で男女共同参画について話し合う場を設けたり、自分たちの職場について意見を出し合って改善につなげる場をつくりましょう。

◆◇関係団体からの意見（抜粋）◇◆

ま と め

- 男性にとっても、女性にとっても、働きやすい環境づくりが課題です。
- 「お互いを認め合う」、「個人を大切にする」という考え方のもと、「人権を尊重する」ということを基礎に、働きやすい職場づくりをして欲しいと思います。

【基本施策6】 仕事と家庭の両立支援（佐川町女性活躍推進計画）

- ①ワークライフバランスの普及・啓発の促進
- ②子育て支援や家族介護支援の充実

現状と課題

◆◇現状◇◆

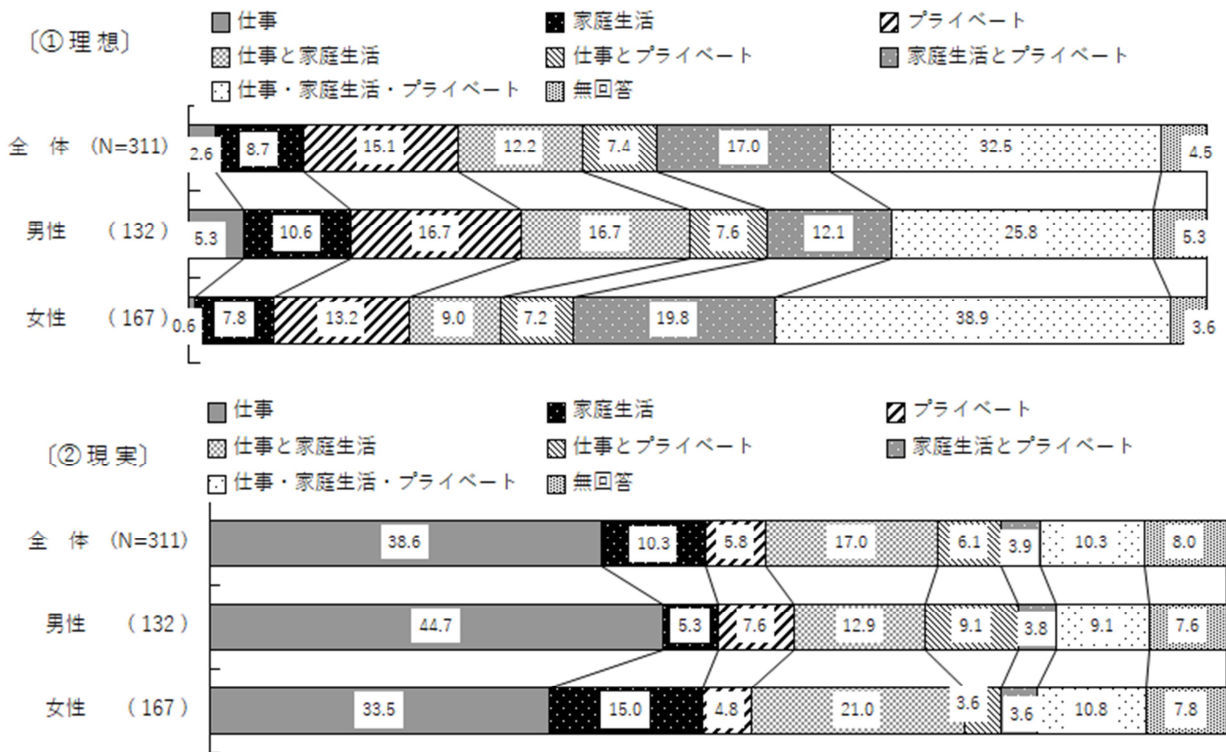
働く人一人ひとりが、健康で安心して仕事と家事・育児・介護等の家庭生活を両立できる環境づくりを進めていくことが、働く人にとっても事業所にとっても社会にとっても大切なテーマとなっています。従来の長時間労働を前提とした働き方を見直すことなどが、育児・介護等も含め、家族が安心して暮らせ、事業所にも生産性向上や優秀な人材確保に役立つといわれています。

住民意識調査では、仕事と家庭生活、プライベートな時間をともに優先したいと考えていても、「仕事を優先している」現状がみられ、男性でその傾向が強くなっています。また、家庭内の仕事の分担も「主に妻」が担っているものが大半で、「男性はもっと家事や育児等の家庭生活に参画すべき」という意見が5割程度みられます。女性が仕事をしていく上では家事や夫や子どもの世話の負担が大きいことがあげられています。そして、仕事と家庭の両立には「育児・介護休業を気がねなく利用できる職場環境づくり」「労働時間を短縮すること」「高齢者や病人の介護サービスを充実すること」などが求められています。また、在宅勤務やフレックスタイム制度の導入などを望む割合も増加傾向にあります。子育てや介護は家族が第一義的な責任の下に行われていますが、社会全体でわかちあえるように、子育てや介護等の健康福祉サービス等の支援策が推進されています。男女共同参画を積極的に進めるために必要な町の取組としても、「保育など子育て支援のサービスを充実すること」や「介護など高齢者を支援するサービスを充実すること」が求められています。若い世代は男女の別なく家事や育児に参加している人が多くみられるようになっていきます。壮年、高齢世代では単身者や配偶者を亡くした人で、健康を維持しにくくなったり、生活に支援が必要になる場合でも、自分の力で家事等ができるように、料理教室などの集いを開催しています。

事業所調査では、育児・介護（看護）休業制度の定着のための課題として「休業中の代替要員の確保」が引き続き多く回答されています。

◆日常生活における理想と現実◆

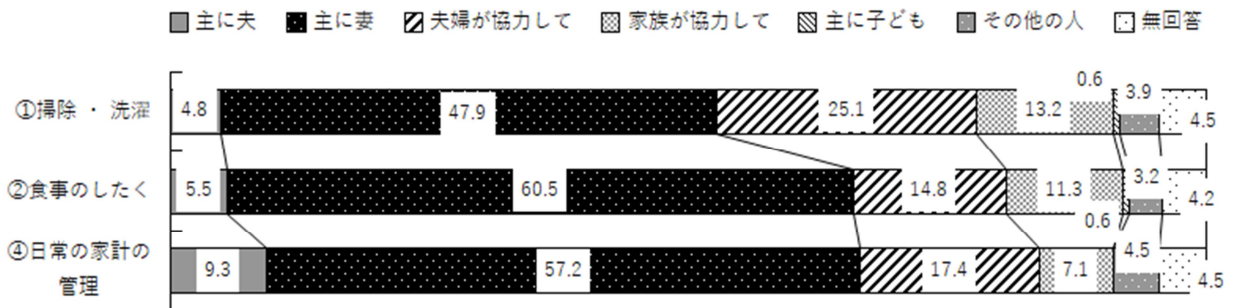
問14 「仕事」「家庭生活」「プライベート」優先度[%]



出典:住民意識調査

◆現実の家庭内の仕事の分担◆

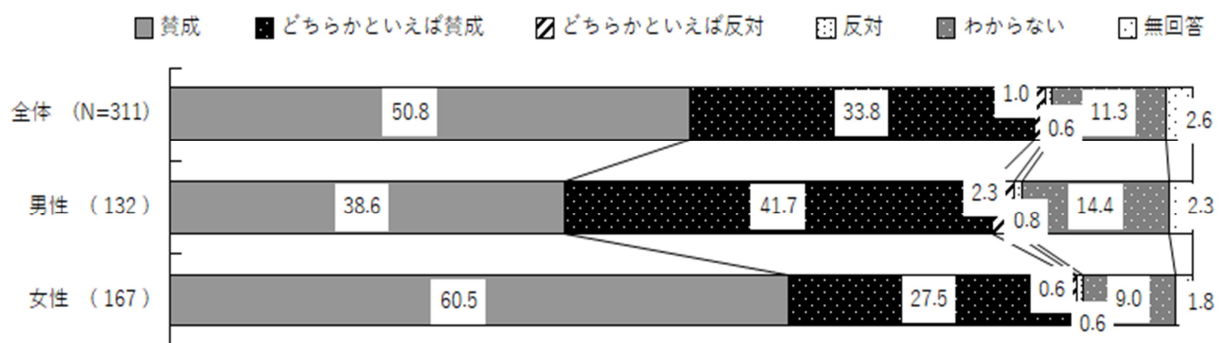
問21 家事分担・現実[%]



出典:住民意識調査

◆「男性はもっと家事や育児等の家庭生活に参画すべき」という考えについて◆

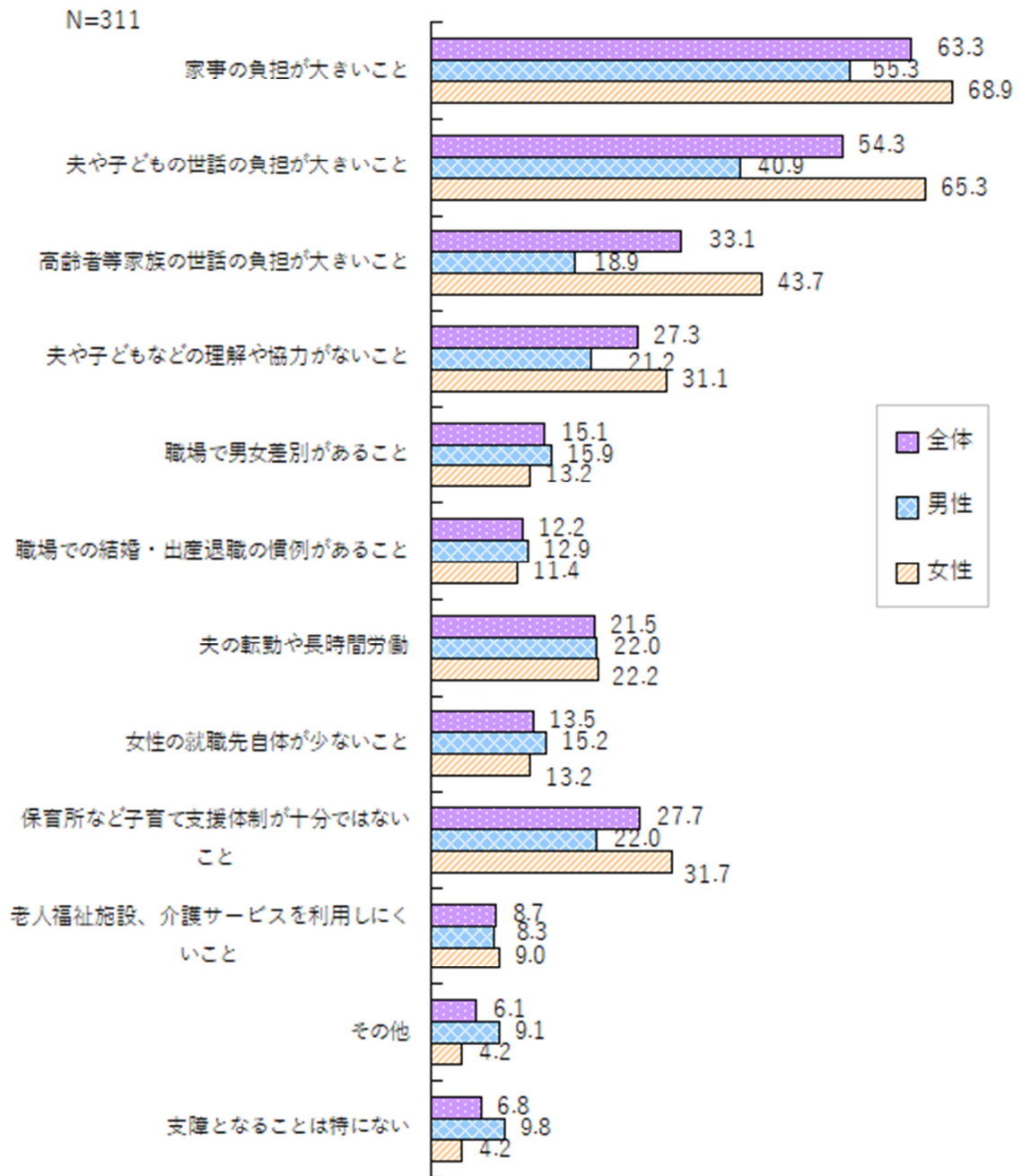
問19 ⑦男性はもっと家事や育児等の家庭生活に参画すべき[%]



出典:住民意識調査

◆女性が働く上で支障になること◆

問12 女性が働く上で支障となること[%・複数回答]

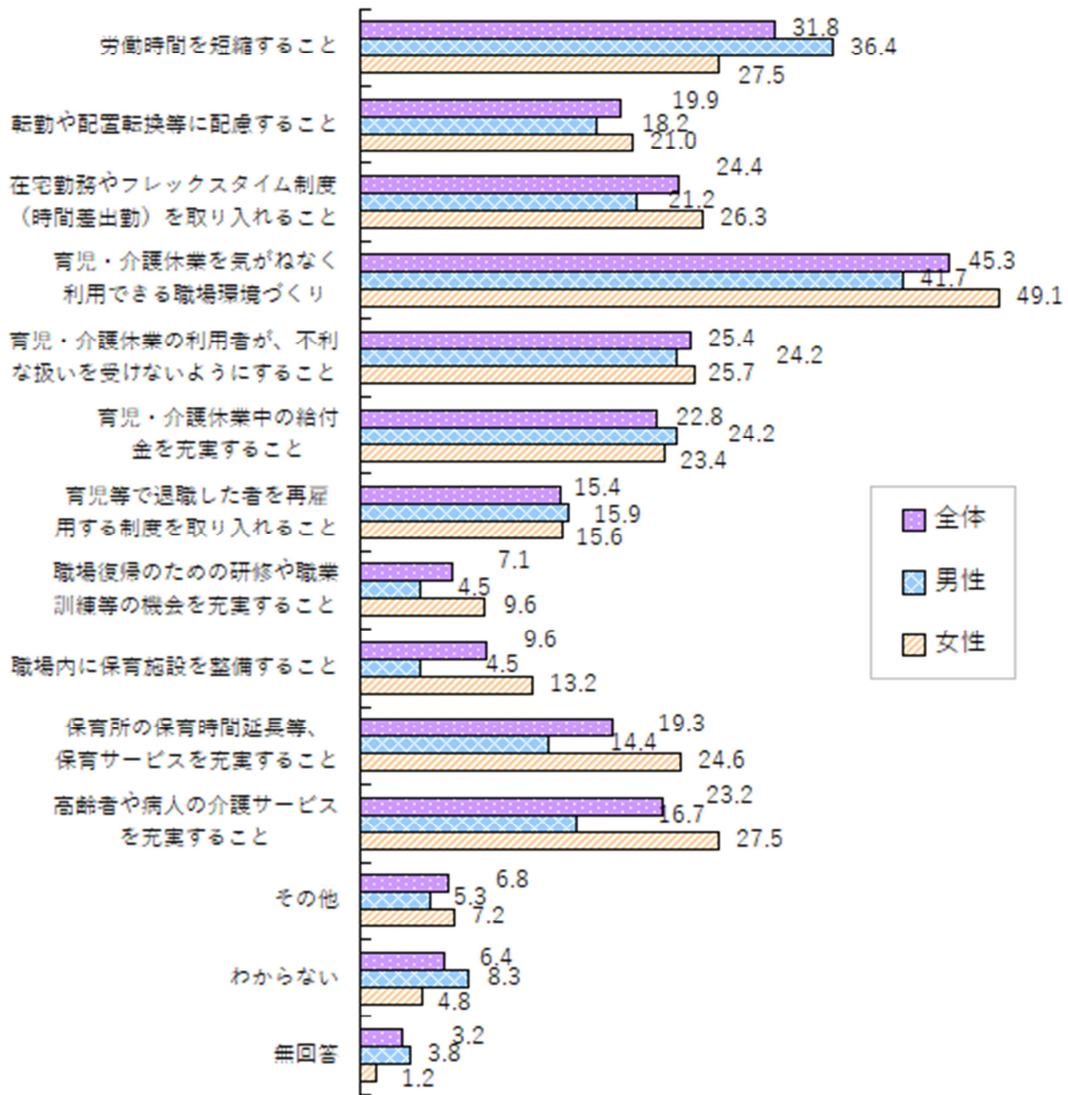


出典：住民意識調査

◆仕事と家庭の両立に向けて必要なこと◆

問15 仕事と家庭の両立をし続けるのに必要なこと[%・複数回答]

N=311



	全 体	労働時間を短縮すること	転勤や配置転換などに配慮すること	在宅勤務やフレックスタイム制度(時間差出勤)を取り入れること	育児・介護休業を気げなく利用できる職場環境づくり	育児・介護休業の利用者が、不利な扱いを受けないようにすること	育児・介護休業中の給付金を充実すること	育児などで退職した者を再雇用する制度を取り入れること
H25	399	91	79	60	195	94	56	103
H30	381	109	82	65	193	84	62	67
R6	311	99	62	76	141	79	71	48
		31.8	19.9	24.4	45.3	25.4	22.8	15.4

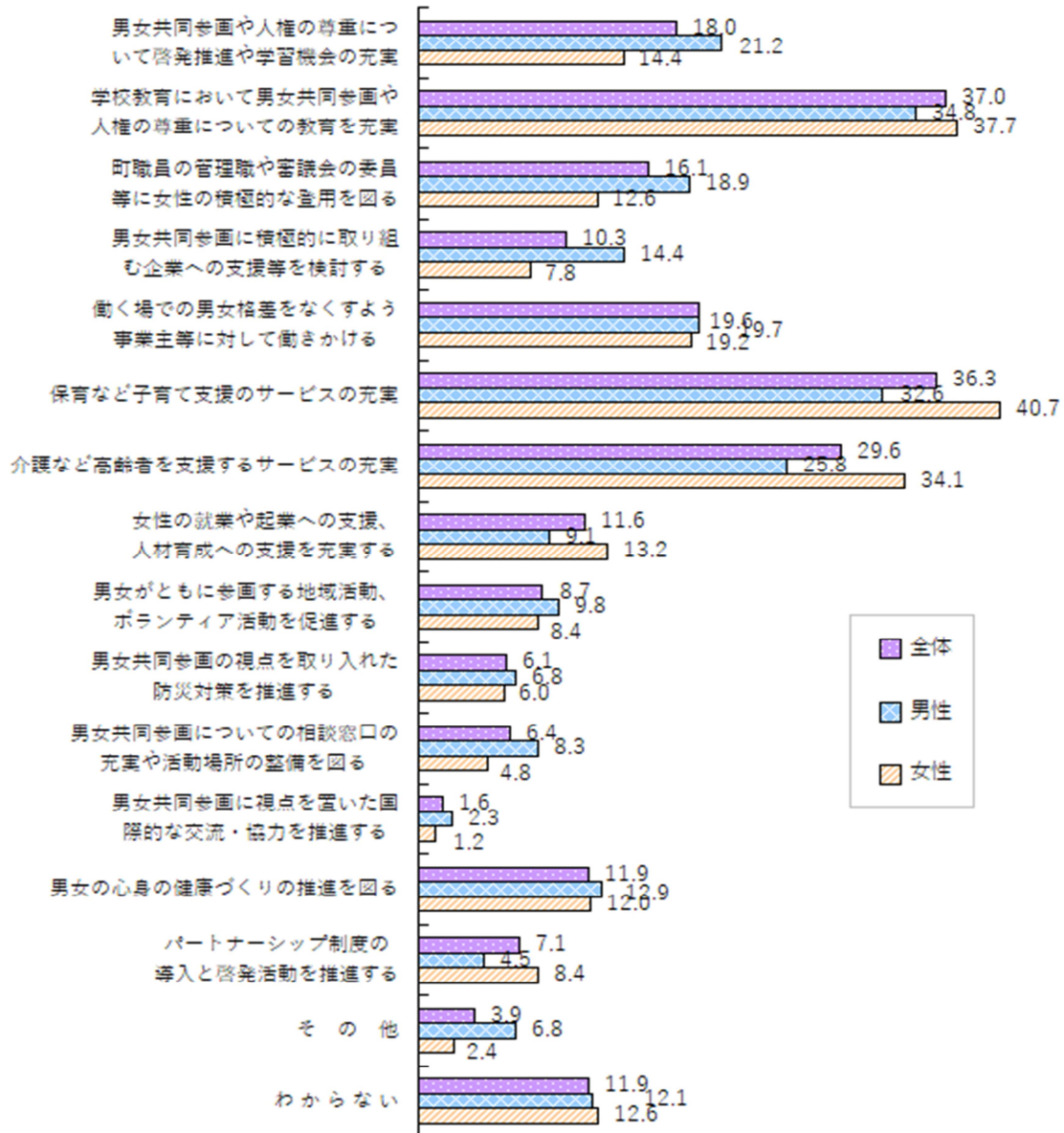
	職場復帰のための研修や職業訓練などの機会を充実すること	職場内に保育施設を整備すること	保育所の保育時間延長など、保育サービスを充実すること	高齢者や病人の介護サービスを充実すること	その他	わからない	無回答
H25	41	40	100	144	12	14	10
H30	35	41	70	96	10	28	7
R6	22	30	60	72	21	20	10
	7.1	9.6	19.3	23.2	6.8	6.4	3.2

(上段:人、下段:%)出典:住民意識調査

◆男女共同参画に向けて町で取り組むべきこと◆

問31 男女共同参画において町が力をいれること[%・複数回答]

N=311

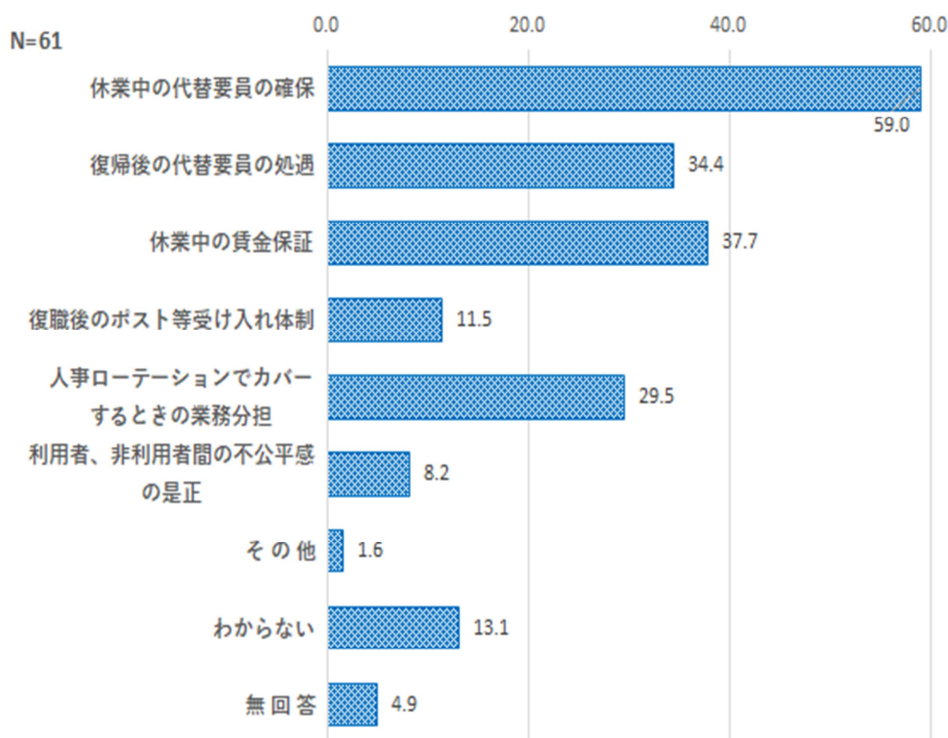


問31. 男女共同参画において今後、佐川町が力をいれていくべきこと(複数回答)									
	全体	女性の就業や起業への支援、人材育成への支援を充実する	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進する	町職員の管理職や審議会の委員などに女性の積極的な登用を図る	男女共同参画に積極的に取り組む企業への支援などを検討する	働く場での男女格差をなくすよう事業主などに対して働きかける	保育、家事、介護などの公的サービスを充実する	介護など高齢者を支援するサービスを充実する	
H25	399	81 20.3	150 37.6	69 17.3	54 13.5	80 20.1	165 41.4	-	-
H30	381	61 16.0	104 27.3	45 11.8	42 11.0	80 21.0	127 33.3	121 31.8	
R6	311	56 18.0	115 37.0	50 16.1	32 10.3	61 19.6	113 36.3	92 29.6	
		女性の就業や起業への支援、人材育成への支援を充実する	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進する	男女共同参画についての相談窓口の充実や活動場所の整備を図る	男女共同参画に視点を置いた国際的な交流・協力を推進する	男女の心身の健康づくりの推進を図る	パートナーシップ制度の導入と啓発活動を推進する	その他	わからない
H25	66 16.5	44 11.0	19 4.8	28 7.0	10 2.5	62 15.5	-	7 1.8	38 9.5
H30	57 15.0	42 11.0	14 3.7	31 8.1	10 2.6	63 16.5	-	3 0.8	47 12.3
R6	36 11.6	27 8.7	19 6.1	20 6.4	5 1.6	37 11.9	22 7.1	12 3.9	37 11.9

(上段:人、下段:%)出典:住民意識調査

◆育児・介護(看護)休業制度の定着に向けた課題◆

問22 育児・介護(看護)休業制度の定着に向けた課題〔%・複数回答〕



出典：事業所調査

◆◇課題◇◆

住民意識調査では、「食事のしたく」「日常の家計の管理」では、主に妻が分担するが5～6割台となっており、女性にかかる負担が大きくなっています。仕事と家庭生活との両立に向けて、育児休業や介護休業を取得しやすい環境整備や、労働時間短縮に向けた働きかけなど就業環境の向上に向けた啓発と、子育てや介護の支援などの施策を推進する必要があります。

男女ともに育児休暇や介護休暇を取りやすい環境を整えることや男性の家事参加などへの男性自身の抵抗感の低減に向け、働く人・事業所・地域で取り組んでいくことが重要です。

少子高齢化が進み、介護が必要な高齢者と家族を支援するための取組や、多様化する保育ニーズに対応できる体制確保が求められています。

施策の方向

一人ひとりが仕事・家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方・働き方が選択・実現できるように、男女にとってのワークライフバランスと働き方改革の普及・啓発を行います。

多様な働き方や休業制度利用を促進するとともに、様々なハラスメント防止などの働きやすい環境づくりを事業所や地域に働きかけます。

◆◆町の取組◆◆

施策の方向	主な施策	施策の内容	所管課
①ワークライフバランスの普及・啓発の促進	◆男女のワークライフバランスや男性の家庭生活への参画の促進に向けた啓発	男性が仕事だけでなく、家事、育児、介護などにも参画できるよう、広報やホームページ等のあらゆる機会を活用した啓発を実施する。	総務課
		来所時等を通じた、男性の育児休業取得など男女共同参画に関する普及啓発やパパママ教室（個別）を実施する。	健康福祉課
	◆男女にとって働きやすい環境づくりと働き方改革の普及促進	イクボス宣言企業やくるみん認定、高知県次世代育成支援認証企業などについて周知を図り、取得を促進する。 町職員の育児休業・介護休業等の取得を促進する。	産業振興課 総務課
②子育て支援や家族介護支援の充実	◆子ども・子育て関連3法に基づくより利用しやすい保育所のあり方の検討及び総合的な子育て支援の推進	佐川町子ども・子育て支援事業計画に基づくサービスを実施する。佐川町子ども・子育て会議等での進捗管理を行う。	健康福祉課
	◆家庭のニーズに応じた、保育をはじめとする子育て支援サービスの推進	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、一時預かり事業、子育て短期支援事業（ショートステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）などを実施する。	健康福祉課
	◆子育て支援センターでの相談・交流の推進	子育て支援センターを地域の相談やふれあいの場として利用を促進する。	健康福祉課
	◆地域包括ケア体制の整備と高齢者や障害者等の家族介護者への支援	障害児・者の家族の会等への支援（手をつなぐ親の会補助事業）や在宅介護手当事業を実施する。	健康福祉課

◆◆地域でやってみよう◆◆

“いつか”も“今”も困ったときは、お互いさま！
○家事、育児、介護を男女がともに協力しあうことが大切です。仕事と家庭生活の両立のために、柔軟に就業できる環境を整えていきましょう。

◆◆関係団体からの意見（抜粋）◆◆

ま と め
○育児休業制度や有給制度については、法的措置はあっても、とれていない職場もあると思います。制度利用にあたり、人的に無理な職場も多いのではないのでしょうか。
○育児・出産・介護・看護休暇取得のための人的確保が必要だと思いますし、制度を利用できるよう、中小・零細企業への国の支援も必要だと思います。
○まずは、家事の分担から共同参画を進める必要があります。
○育児や介護の負担が、女性に偏りがちだと感じています。会議への参加も、家事や育児等を行ってからの参加になるため、開始時間が遅くなっています。

基本方針3 「仕事と生活の調和」の指標

指標項目	現状	目標	備考
役場男性職員の育児休業取得率	0% (令和6年度)	対象者の85.0%	総務課
現実の家庭内の仕事の分担について「夫婦が協力して」とする住民の割合	食事の後かたづけ ・食器洗い 22.5% 子育て(育児・しつけ) 45.7%	25.0% 50.0%	住民意識調査

4 安心づくり



みんなが笑顔で暮らせるまちへ

【基本施策7】 男女間のあらゆる暴力の根絶（佐川町DV対策基本計画）

- └ ①暴力を許さない社会づくりの推進
- └ ②安心できる相談・支援体制の充実

現状と課題

◆◇現状◇◆

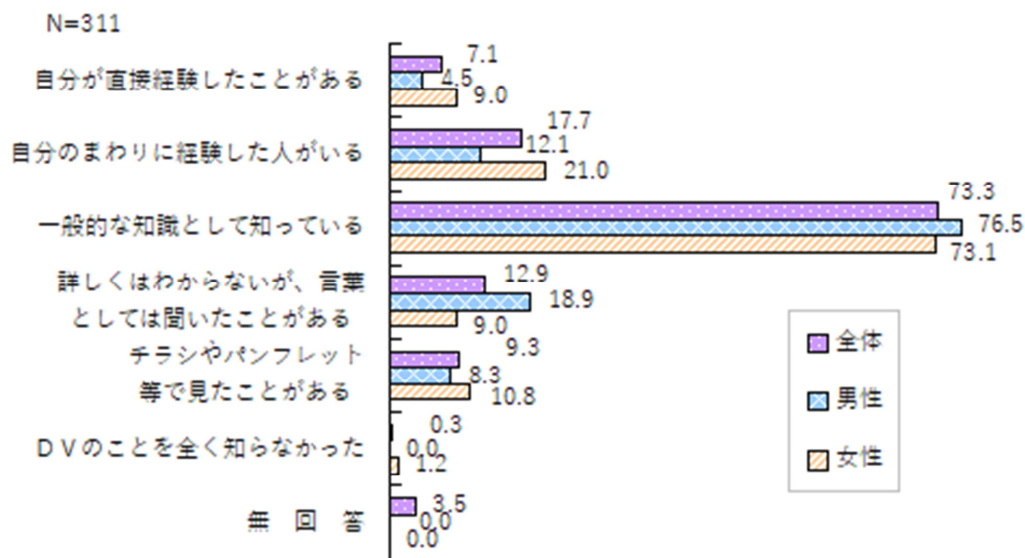
配偶者など男女間のDVや恋人同士の間でのデートDV^{注7}など、配偶者やパートナーからの暴力が犯罪の被害に及ぶこともある社会問題となっています。こうした暴力行為には、身体的暴力や経済的・精神的暴力、虐待などが含まれますが、受け止め方や意識の個人差、家庭内や個人の間で起こるため、問題が表面化しにくく、被害が潜在化してしまうおそれもあります。そして、このような暴力行為は重大な人権侵害であり、男女間の問題が子どもなど家族にも大きな影響を及ぼします。

住民意識調査では、DVについては「一般的な知識として知っている」が70%を超え、認識が広まっているといえます。また、DVやセクハラを自分やまわりが経験したことがあるという回答も一部みられます。DV経験者で「どこにも相談しなかった」という回答も多く、男性では経験者数は少ないものの、「相談しなかった」割合は女性よりも高く、DVが潜在化しやすい課題であることが伺えます。そして、DV防止に必要なこととして、「被害者が相談しやすい環境づくりを図る」が最も多く、「家庭や学校で暴力を防止するための教育の充実を図る」や「被害者が援助を求めやすくするための情報提供を充実する」も40%程度回答されています。

注7【デートDV】交際中の親密なカップルの中で起こる暴力。

◆DVについての認識◆

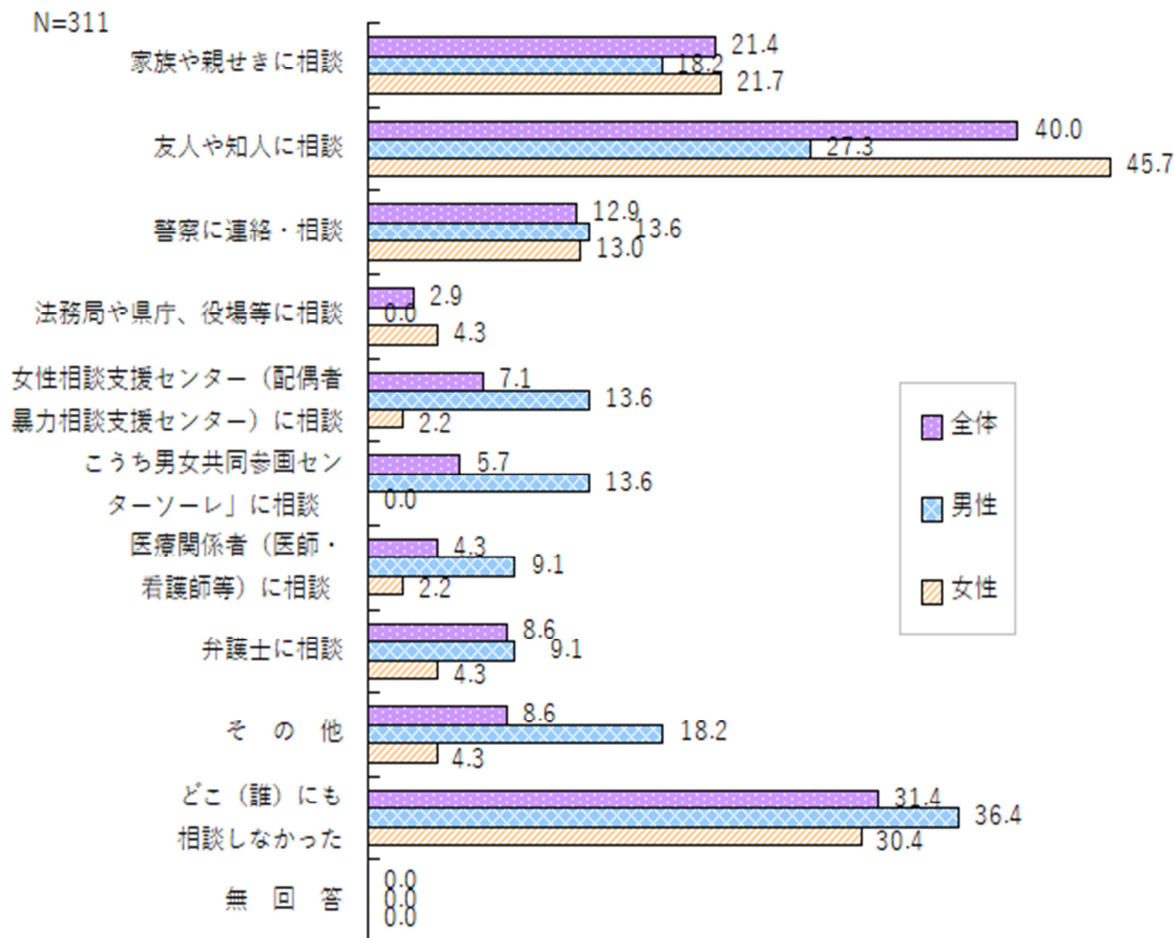
問25 DVについて経験したり見聞きしたこと[%・複数回答]



出典：住民意識調査

◆DVについての相談◆

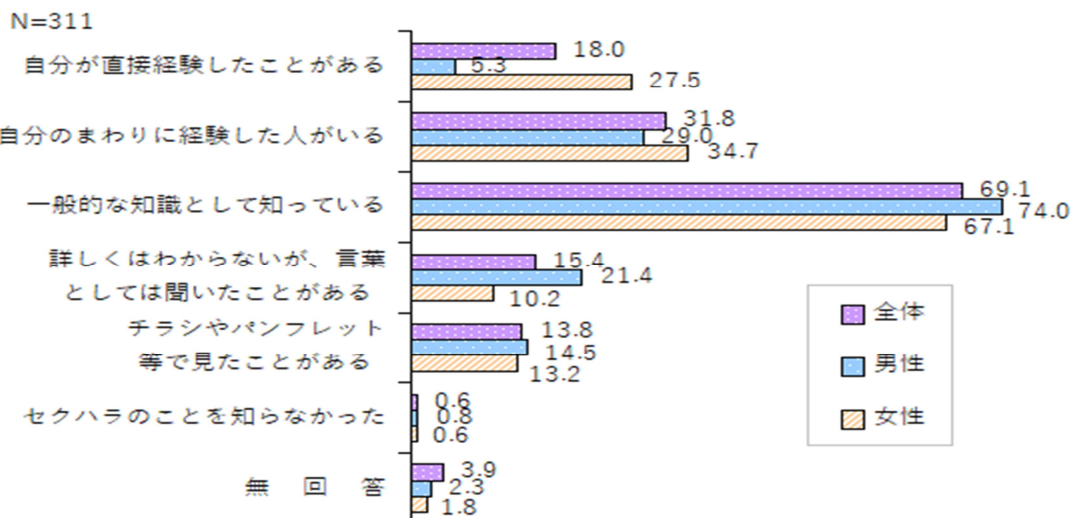
問26 だれかに打ち明けたり、相談したこと[%・複数回答]



出典：住民意識調査

◆セクハラの実験や見聞きしたこと◆

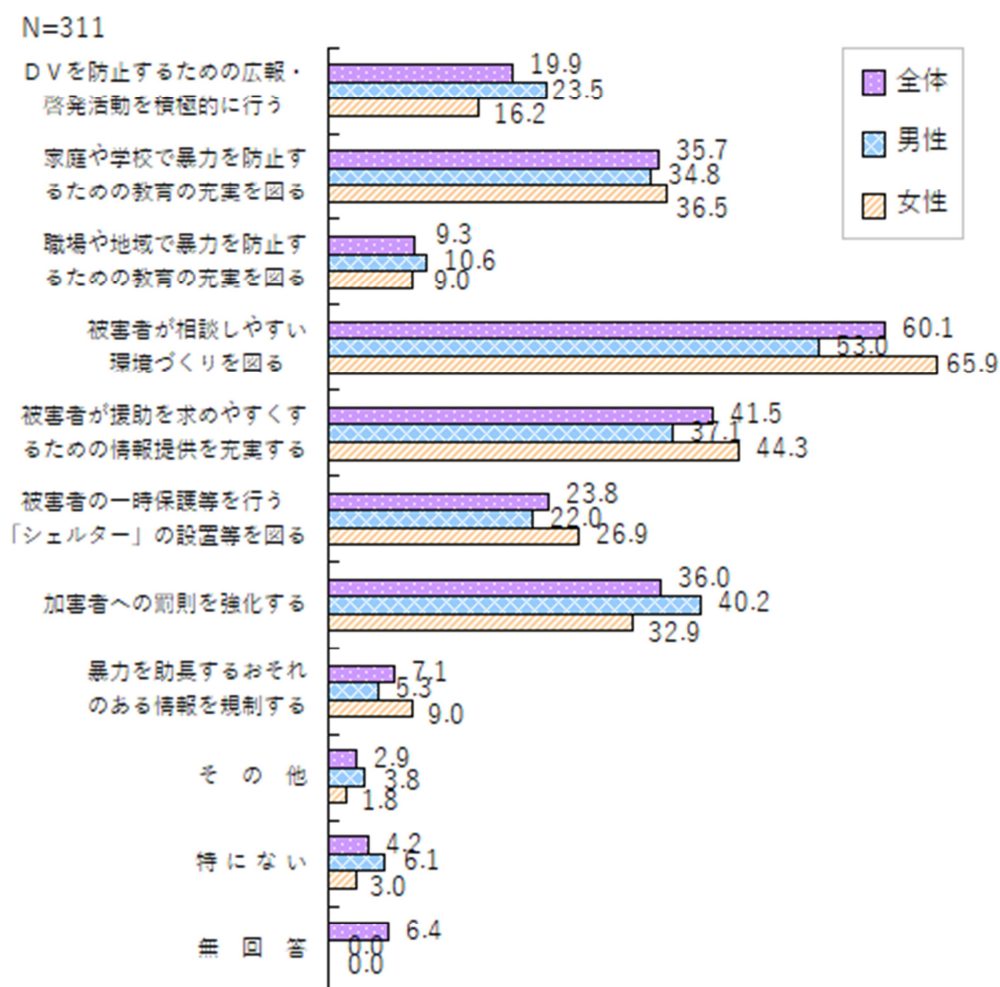
問17 セクハラを経験したり、見聞きしたこと[%・複数回答]



出典：住民意識調査

◆DVを防ぐために必要と思うこと◆

問28 DVを防ぐために必要な取組[%・複数回答]



出典：住民意識調査

◆◆課題◆◆

住民意識調査では、「友人や知人に相談した」が40.0%と最も多く回答されていますが、「どこ（誰）にも相談しなかった」との回答も31.4%と高くなっています。また、DVを防ぐために必要と思う取組では、「相談しやすい環境づくりが必要」との回答が多く、引き続き相談しやすい相談環境の整備が課題です。

あらゆる暴力の根絶には、啓発活動や被害者支援など様々な取組が必要です。家庭や学校での教育を充実させ、DV防止の広報・啓発活動を積極的に行うことが重要です。また、デートDVや虐待等についても、子どもへの人権意識の教育と広報・啓発が必要です。関係機関との連携を強化し、DV被害者等に対する、安心できる支援体制づくりの構築が必要であり、初期相談できる場所の周知を図る必要があります。

施策の方向

DVやデートDVなどの暴力、各種ハラスメントを許さない社会を形成していくために、あらゆる機会を通じて暴力やハラスメントの根絶のための意識啓発と支援体制の確保を図ります。

◆◆町の取組◆◆

施策の方向	主な施策	施策の内容	所管課
①暴力を許さない社会づくりの推進	◆男女間の暴力の根絶をめざした広報・啓発活動	DV、デートDV、各種ハラスメント防止のため、広報やホームページ等での啓発や情報発信を実施する。	健康福祉課 総務課
	◆人権に対する講座等を通じた、男女間の暴力を防ぐための学習機会の充実	DV・ハラスメント防止などの研修会を開催するとともに、各種研修会においてDV・ハラスメントに関するリーフレットを配布する。	健康福祉課 総務課
	◆安全・安心な町づくりをめざした防犯体制の充実	あいさつ運動の実施や住民みんなが声かけを積極的に実施できるような住民同士の輪をつくる。	総務課
②安心できる相談・支援体制の充実	◆関係機関と連携した被害者のための相談窓口の情報提供	的確な情報提供ができるよう、県・関係機関との情報共有に努める。また、こうち男女共同参画センターの「男性のための悩み相談」についても広報等で周知する。	健康福祉課
	◆被害者等の自立に向けた、関係各課、関係機関との連携による利用可能な制度や手続きの支援	相談支援と生活支援等、関係各課、関係機関と連携して対応する。	健康福祉課

◆◇地域でやってみよう◇◆

みんなが安心して生活できる社会をめざそう！

○DV防止について正しい理解を深めましょう。また、DVを見て育つ子どもの成長への悪影響や性別の違いに基づく固定観念や偏見（ジェンダーバイアス）に捕らわれることは、DVにつながることも理解を深めましょう。

○DVに関しては役場や警察などの相談窓口を知りましょう。また、まわりの人に相談先を知らせてあげましょう。町の相談窓口を相談しやすい体制になるようにし、関係機関と連携して対応しましょう。

【基本施策 8】 困難な問題を抱える女性への支援(佐川町困難女性支援基本計画)

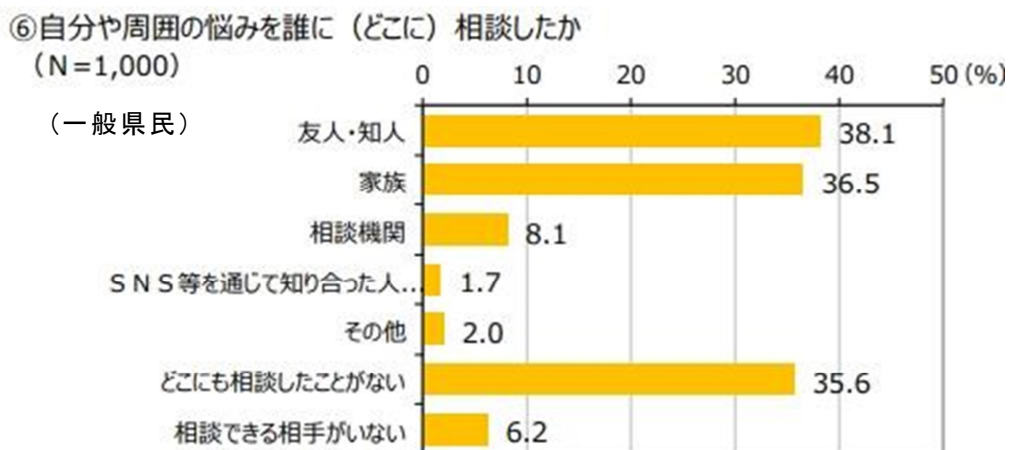
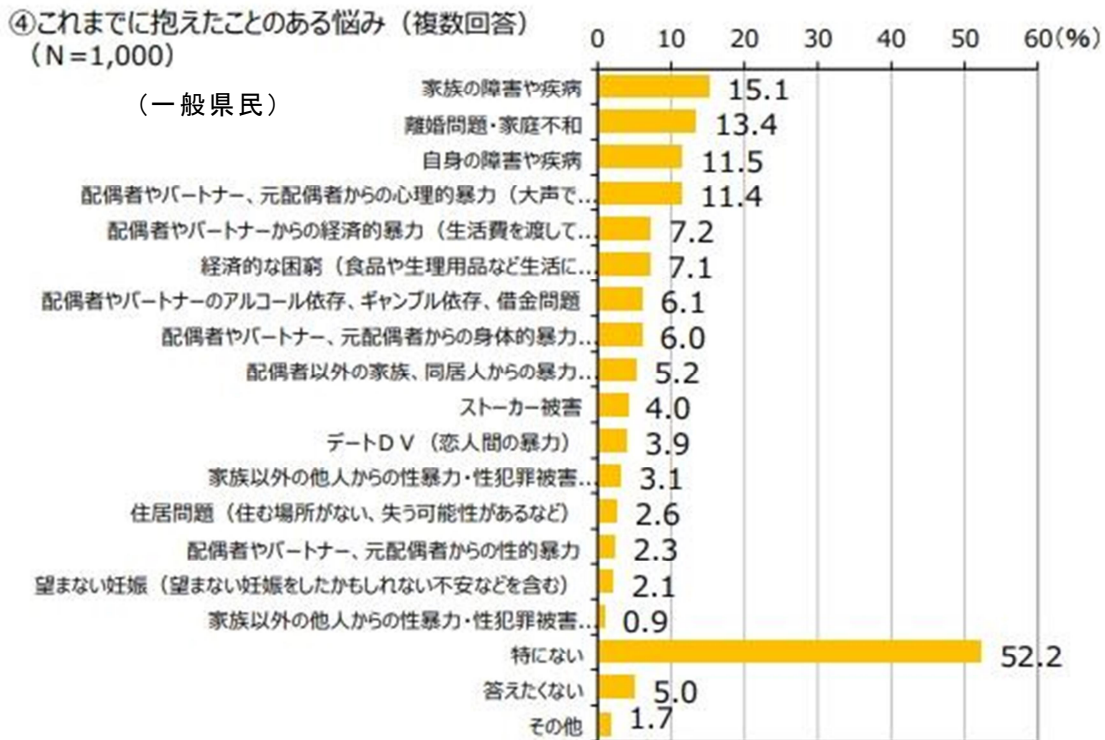
- ① 困難な状況におかれている女性への支援
- ② 相談窓口の周知と啓発の推進

現状と課題

◆◆現状◆◆

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和4年に成立しました。女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等の視点に立ち、売春防止法から脱却し、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に寄り添い、切れ目のない包括的な支援を実施することが求められています。

◆困難な問題を抱える女性への支援に関するニーズ◆

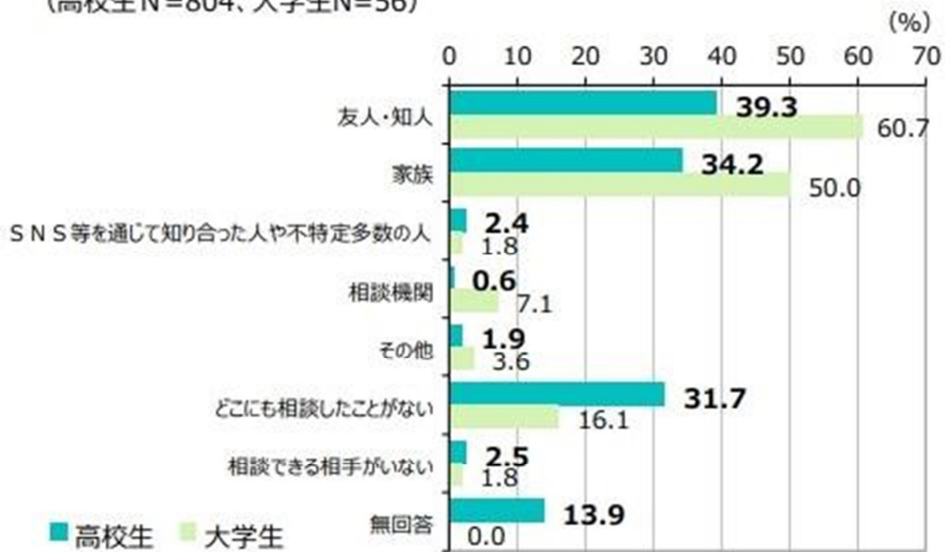


出典: 高知県人権・男女共同参画課
令和5年度高知県困難な問題を抱える女性への支援に関するニーズ調査のまとめ

①これまでに抱えたことのある悩み（複数回答）
（N=高校生804、大学生56）



③自分や周囲の悩みを誰に（どこに）相談したか
（高校生N=804、大学生N=56）



出典：高知県人権・男女共同参画課

令和5年度高知県困難な問題を抱える女性への支援に関するニーズ調査のまとめ

◆◆課題◆◆

高知県の調査では、一定数の方が家族や自身の疾病等のこと、離婚問題、心理的DVなど「何らかの悩みを抱えたことがある」と回答しています。一方で、友人や知人、家族といった身近な相手に悩みを相談することはあるが、「どこにも相談したことはない」という回答も3割を超えています。また、特に学生や若い女性は、相談支援機関について認識していないことや、悩みがあっても相談できていないケースが多いこともわかりました。

このため、町や女性相談支援センター、民間団体等に相談や支援を求めることができることを広く周知することが重要です。

本人の意向を十分に尊重し、適切な機関や団体等との連携を図りながら、本町の実情に最適な相談体制の構築について、検討していくことが必要です。

施策の方向

困難女性支援法は、「人権の尊重や擁護」と男女平等を基本理念としており、このような視点に立って、様々な困難を抱える女性への支援を推進することが求められます。

多様な困難や「生きづらさ」を抱えている人々が、自分らしくいきいきと暮らすことができるような環境整備や支援を行います。

◆◆町の取組◆◆

施策の方向	主な施策	施策の内容	所管課
①困難な状況におかれている女性への支援	◆関係機関との連携	精神的・経済的など性差によって様々な困難を抱える女性に対し、関係機関と連携しながら町にとって一番適した相談体制の構築を行う。	健康福祉課
②相談窓口の周知と啓発の推進	◆関係機関と連携した相談者のための相談窓口の情報提供	困難な問題を抱える女性への支援のため、相談や支援の窓口について効果的な周知・啓発に取り組む。	健康福祉課

◆◆地域でやってみよう◆◆

女性安心して生活できる社会をめざそう！
○女性が抱える様々な困難な問題についての理解を深め、女性への偏見や差別を減らす手助けをしましょう。
○役場や女性相談支援センターなどの相談窓口を知りましょう。また、まわりの人に相談先を知らせてあげましょう。

【基本施策 9】 健康と福祉環境づくり

- ①健康増進と健康の機会づくり
- ②いのちの大切さを育む意識の啓発
- ③ともに支えあう福祉環境づくり

現状と課題

◆◇現状◇◆

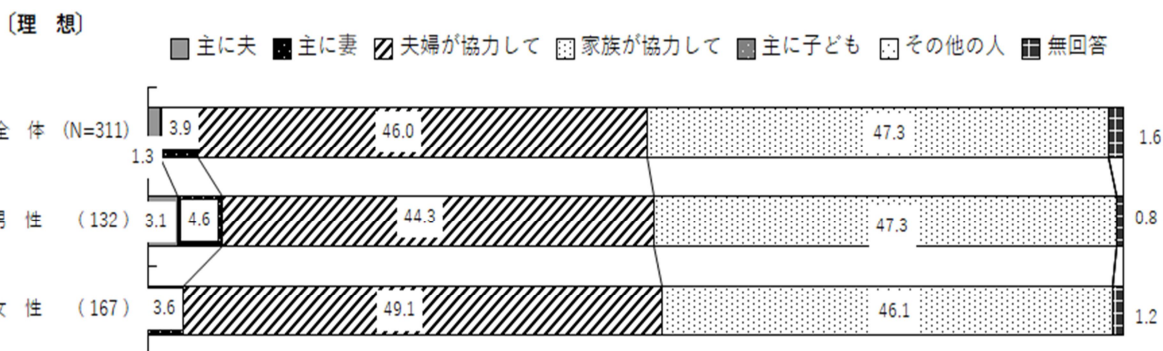
生涯を通じた健康は住民の共通の願いですが、女性と男性では健康課題の内容も課題を抱えやすい時期も異なります。男女ともに自分自身及び互いの身体の特徴・健康課題を正しく理解しあい、相手に対する思いやりをもつことは、男女共同参画社会の形成に不可欠です。

一方、健康の問題のみならず、地域においては、少子高齢化の進行や人間関係の希薄化、単身や夫婦のみの世帯の増加、また、外国人労働者の増加など、様々な社会的環境の変化が生じています。高齢者や障害者、ひとり親家庭など手助けを必要とする人が、特に女性である場合、男性とは異なる困難に直面する可能性も高いといえます。夫婦や家族で協力するのが理想であるものの、特に家族の看護・介護を女性が負担している割合が高く、現実と理想のギャップが依然大きくなっています。

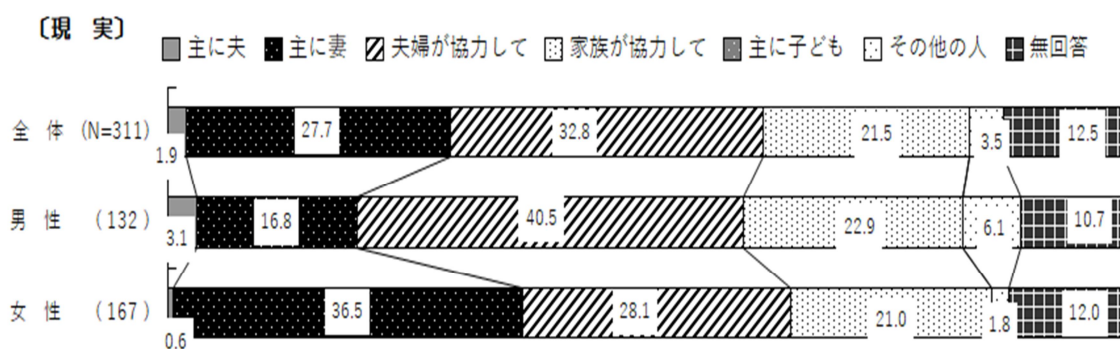
そのため、地域社会における助けあいや支えあいの意識を醸成しながら、福祉的支援の充実した環境を整備して、地域の実状にあった地域包括ケアシステムの更なる深化・推進が重要です。

◆「家族の介護(高齢者・障害者)や看護」についての理想と現実◆

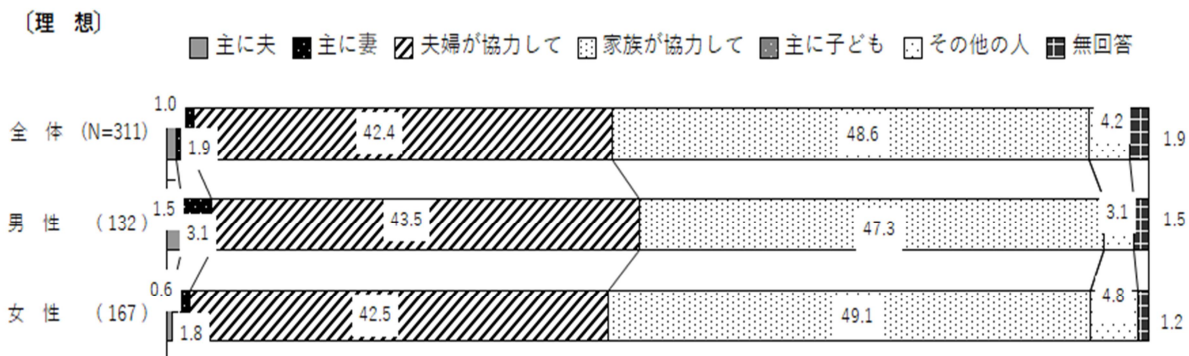
問20 家事分担・理想⑥家族の看護[%]



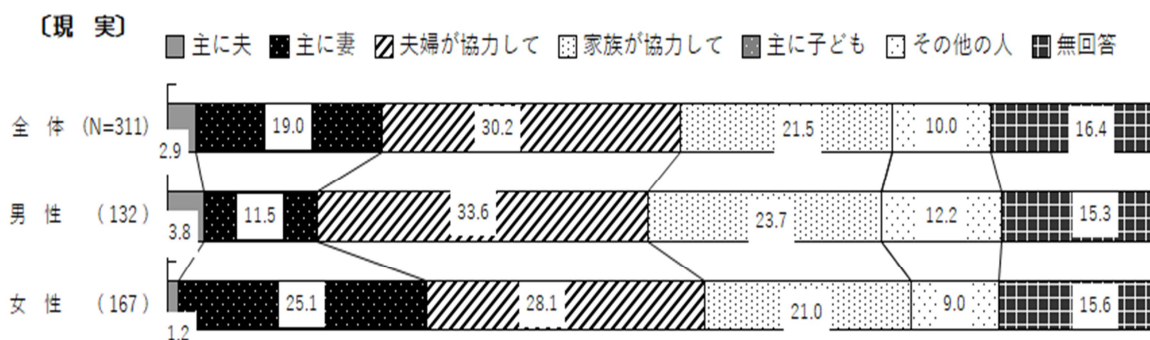
問21 家事分担・現実⑥家族の看護[%]



問20 家事分担・理想⑦家族の介護(高齢者・障がい者)[%]



問21 家事分担・現実⑦家族の介護(高齢者・障がい者)[%]



出典:住民意識調査

◆◆課題◆◆

性別や年齢に応じた健康診査や医療情報等の提供をはじめ、地域におけるスポーツや健康教室等への参加を促進するなど、住民の心身の健康づくりを支援していくことが重要です。

特に、女性はライフステージを通して、男性とは異なる身体上の変化に直面するため、性差に配慮した健康の維持・増進のための取組が必要です。

家族や地域で支えあう福祉環境づくりのために、更なる地域包括ケアシステムの推進と性別に関わらず介護休業等が取りやすい職場環境づくりを推進する必要があります。

ひとり親家庭や障害者、生活困窮者や外国人、また、性的少数者であることなどを理由とした社会的困難を抱えている人々が、性別による偏見等を背景にさらに複合的な困難を抱える場合もあります。このことから、様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進め、適切な支援を行うことが必要です。

施策の方向

生涯を通じた心身の健康の保持・増進を支援する取組を充実します。

高齢者や障害者、外国人など誰もが地域で安心して暮らせるように、また、介護者等の負担軽減が図れるように地域や関係機関と連携し、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進と支援体制の充実に努めます。

性の多様性についての理解促進を図り、悩みや問題を抱える方に、相談体制を周知するなど情報提供に努めます。

◆◆町の取組◆◆

施策の方向	主な施策	施策の内容	所管課
①健康増進と健康の機会づくり	◆母子保健、特定健診やがん検診などの場を活用した、健康づくり・食育活動などについて啓発、ライフステージに応じた健康づくりの支援	乳幼児健診、セット健診時における歯科衛生士、管理栄養士等による健康づくり・食育の啓発、保育所での未就学児とその保護者への食育指導、特別授業枠を活用した児童生徒への啓発、職域単位での出前講座を実施する。	健康福祉課
	◆母子保健事業と保育サービスの連携による、妊娠・出産にかかる支援の充実	妊娠届提出時からの寄り添い支援を実施する。	健康福祉課
	◆「子育て支援センター」でのイベントや育児相談、その他子育て支援活動を通じた母子保健指導の充実	保健師等による子育て相談（かわせみで実施）、赤ちゃん訪問等を実施する。	健康福祉課
②いのちの大切さを育む意識の啓発	◆児童・生徒への日常の教育活動を通じた「いのちの大切さを育てる教育」の推進	日常の全教育活動を通じて実施する。	教育委員会

施策の方向	主な施策	施策の内容	所管課
③ともに支えあう福祉環境づくり	◆支援を必要とする人が住み慣れた地域で自立した生活を送れるための介護保険サービスや障害福祉サービスの充実	一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、要介護認定者や障害者などで支援が必要な人に、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づく事業を実施する。（地域自立支援協議会、介護保険運営協議会等での進捗管理）	健康福祉課
	◆地域住民や団体等との連携による見守りや支援活動の促進	自治会等の地域活動の活性化や、地域における見守り・支え合い活動の促進に努めるとともに、社会福祉法人やボランティア団体等の地域貢献活動の促進、地域活動の担い手の確保や人材の育成に取り組む。	健康福祉課
		町内5カ所に集落支援員を配置、また地域福祉の拠点となるあったかふれあいセンター事業を展開し、地域包括支援センターと連携して身近な相談・集いの場を確保する。	健康福祉課
	◆在宅での介護・介助、家族介護支援	男女がともに参画できるよう、知識や技術の習得のための支援として、認知症サポーター養成講座、専門家等による講演を実施する。	健康福祉課
	◆様々な生活上の困難に直面する男女への支援	ひとり親家庭医療費助成や児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付や生活困窮者に対する相談等の支援について、男女別のニーズを配慮して、自立に向けた支援を行う。	健康福祉課
	◆性の多様性についての理解促進と相談体制の周知	多様な性の理解に向けた広報・啓発などの取組を行うとともに、悩みや問題を抱える方に、相談体制の周知を図る。	総務課

◆◇地域でやってみよう◇◇

お互いに助けあって暮らせる環境にしよう！
○男女共同参画の視点に立って、地域で孤立しがちな人や支援が必要な人を支える活動を行い、日頃から声を掛けあい、助けあい、協力しあえる関係を築いて、安心して暮らせる地域にしましょう。

◆◇関係団体からの意見（抜粋）◇◇

ま と め
○高齢化が進む中、地域全体で子育てや介護をサポートすることが、もっと必要だと思います。様々な年齢層や男女ともに住みやすい、働きやすい環境をつくることで、佐川に戻って来たい、住みたいと思ってもらうことが大切ではないでしょうか。

基本方針4 「みんなが笑顔で暮らせるまちへ」の指標

指標項目	現状	目標	備考
DV被害について「どこ（誰）にも相談しなかった」割合	31.4%	25.0%	住民意識調査
特定健診受診率	46.9% (令和6年度)	60.0%	住民課 健康福祉課

第4章 計画の推進に向けて

役場と住民との協働により、総合計画に基づき、佐川町の男女共同参画の取組を進めていきます。庁内の連携体制とあわせて、町と住民との協働による推進体制を整え、本計画の推進及び進行管理に努めるとともに、国及び県や他自治体等との連携を図ります。

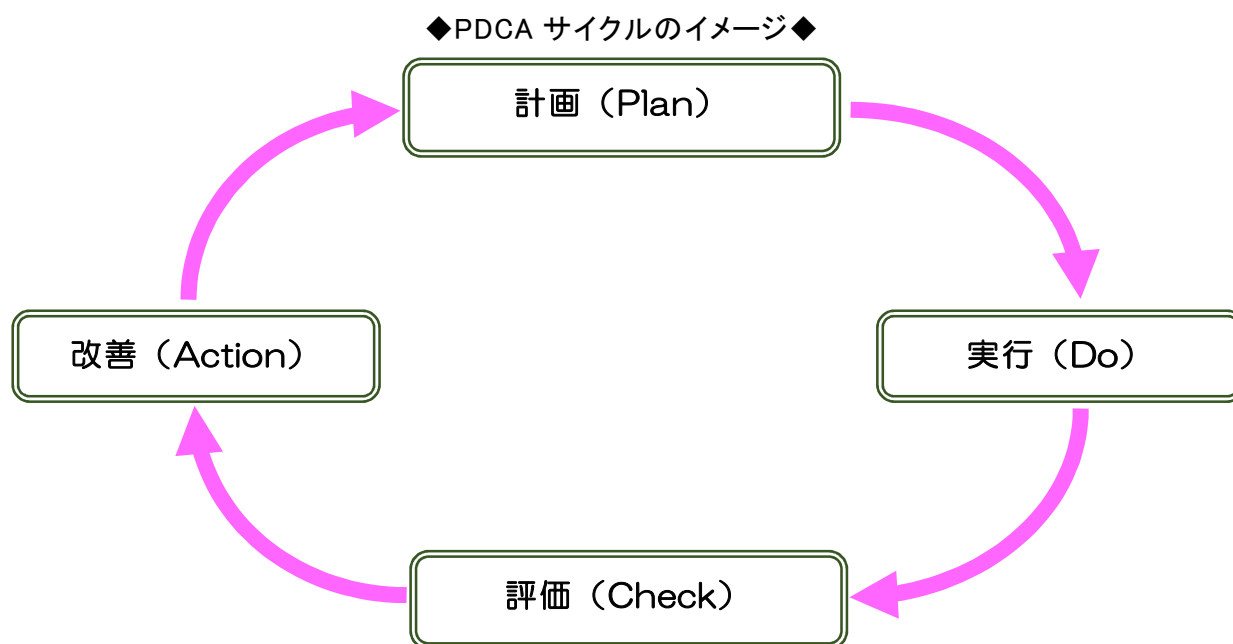
1 庁内及び住民との協働による推進体制の構築

男女共同参画の推進に関する施策は広範に及ぶため、総合計画に基づき、役場組織全体の問題として捉える必要があり、男女共同参画の視点に立った町政や職場づくりに取り組みます。

また、住民の代表者等による「佐川町男女共同参画推進委員会」を設置しており、庁内で施策の点検を行い、推進委員会に報告及び協議いただきながら庁内での連携と住民との協働で推進します。

具体的には、計画の進捗については定期的に点検・評価を行い、次の施策の展開に活かすなど、計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Action）のサイクルに基づき、点検・見直しを行うとともに、計画の見直しにあわせて住民や事業所への意識調査を実施し、進展の状況を数値的に把握することとします。

そして、点検・評価について広報やホームページ等で公表するとともに、住民からの意見や提案を計画に反映します。



2 住民との協働による推進と事業所等との連携

地域の関係団体やグループ等の活動と、男女共同参画の取組を共有することができるよう連携を深め、住民一人ひとりが男女共同参画を身近な問題として捉えるよう啓発に努めます。

また、町内の事業所、団体、機関などが男女共同参画社会の必要性・重要性を認識し、地域で主体的に取り組まれるように、様々な機会を通じて地域との連携を図って推進します。

3 国・県等関係機関との連携

計画の推進にあたっては、国・県や他自治体等との連携を図るとともに、本町からも情報発信を積極的に行います。

また、DV 被害者の一時保護や困難を抱える女性支援など、県や近隣自治体などとの協力により推進する必要がある施策や類似の課題などの解決に向けて、県や近隣自治体などとの協力関係を強化します。

資料編

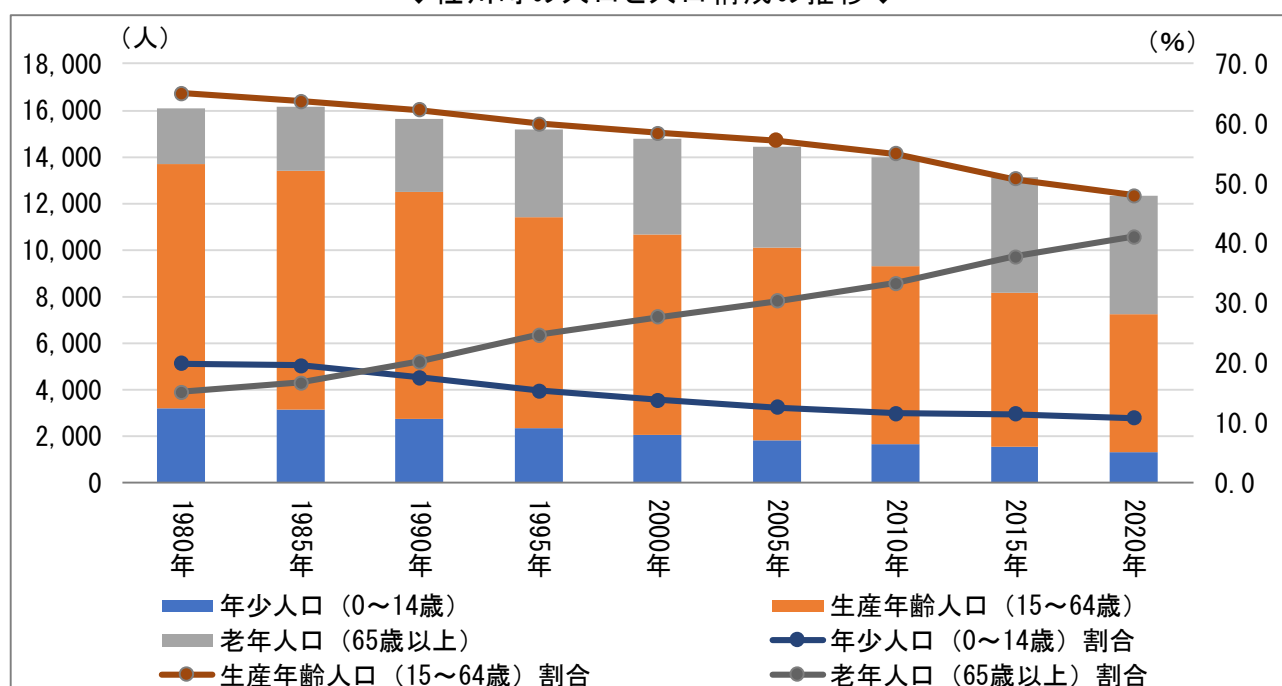
1 本町の現状と環境の変化

(1) 人口等の動き

① 人口の推移

国勢調査では、本町の人口は昭和 60（1985）年から減少傾向にあります。年齢区分別では、15～64 歳の生産年齢人口の比率も減少しており、平成 27（2015）年に 50.8%だった構成比は令和 2（2020）年では 48.0%に減少しています。65 歳以上の老年人口は年々微増して、令和 2 年には 5,058 人に上り、構成比は 41.0%になっています。

◆佐川町の人口と人口構成の推移◆



	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
年少人口 (0～14歳)	3,198	3,156	2,743	2,328	2,036	1,810	1,623	1,510	1,327
生産年齢人口 (15～64歳)	10,481	10,272	9,732	9,088	8,637	8,263	7,674	6,657	5,916
老年人口 (65歳以上)	2,432	2,695	3,160	3,732	4,088	4,374	4,650	4,947	5,058
総人口	16,114	16,124	15,636	15,148	14,777	14,447	13,951	13,114	12,323
年少人口 (0～14歳) 割合	19.8	19.6	17.5	15.4	13.8	12.5	11.6	11.5	10.8
生産年齢人口 (15～64歳) 割合	65.0	63.7	62.2	60.0	58.4	57.2	55.0	50.8	48.0
老年人口 (65歳以上) 割合	15.1	16.7	20.2	24.6	27.7	30.3	33.3	37.7	41.0

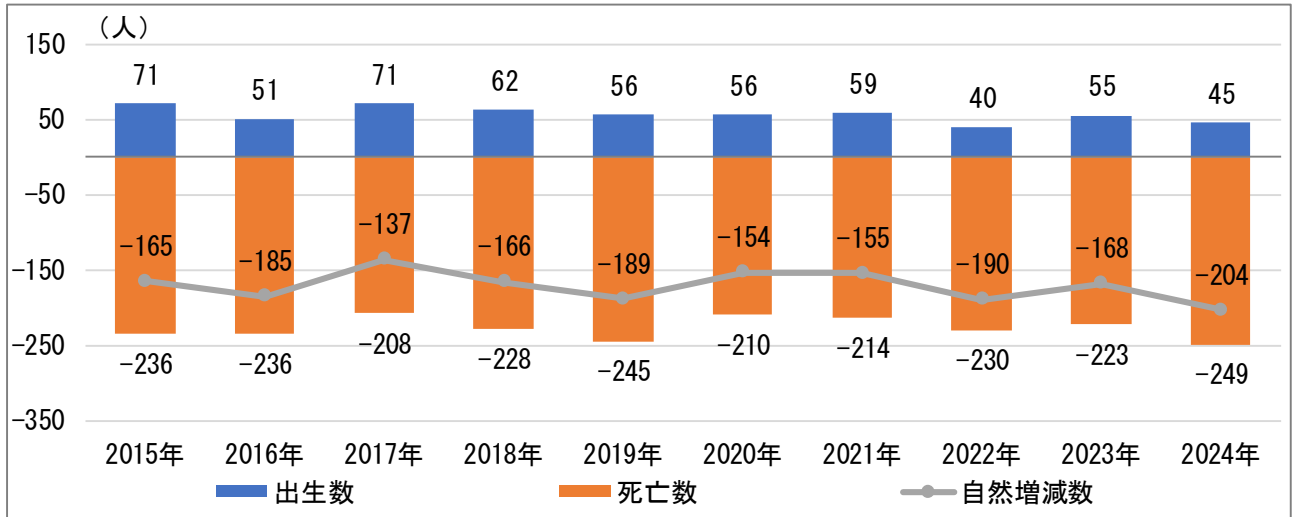
※人口の単位は「人」、割合の単位は「%」です。総人口には年齢不詳の人数も含めています。

出典：国勢調査

② 人口動態（自然増減）

本町における出生数と死亡数は、平成 27（2015）年からは、一貫して死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いており、少子化と高齢化の進行により人口の自然減少が常態化しています。

◆自然増減の推移◆



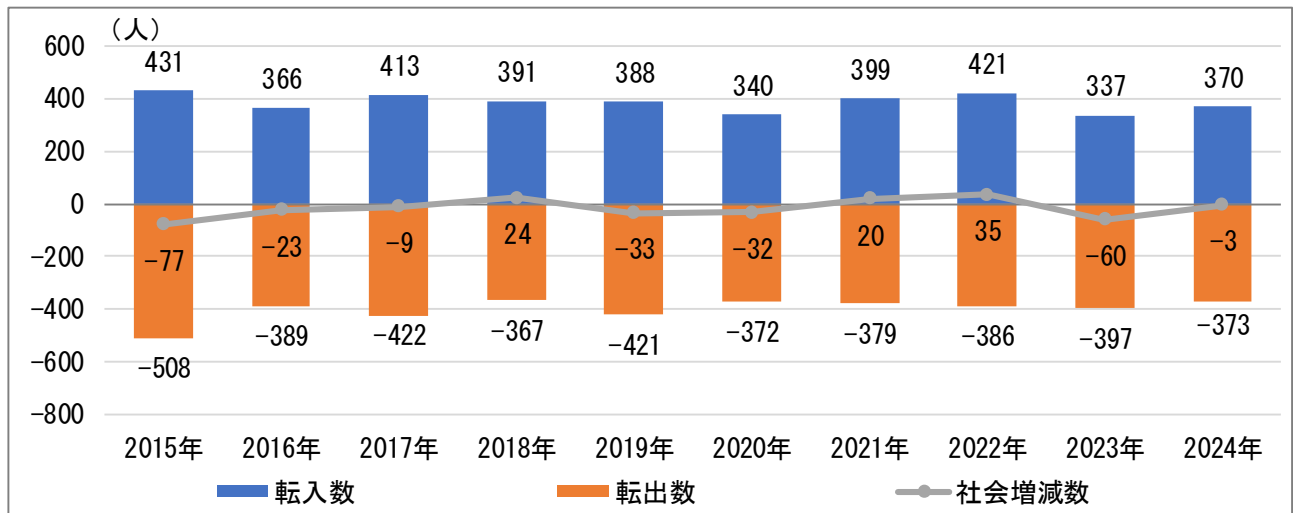
出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

③ 人口動態（社会増減）

本町における転入数は年間330～430人程度で推移している一方、転出数も同規模で推移しています。その結果、社会増減数（転入数－転出数）は年によって増減を繰り返しています。

人口移動の状況を年齢区分別にみると、町外への転出超過の多くは15歳～24歳に集中しています。これは、高等学校や大学卒業などを機に進学・就職で町外に出る方が多いためであり、その結果、将来の定住人口や出生数の減少にもつながっています。

◆社会増減の推移◆

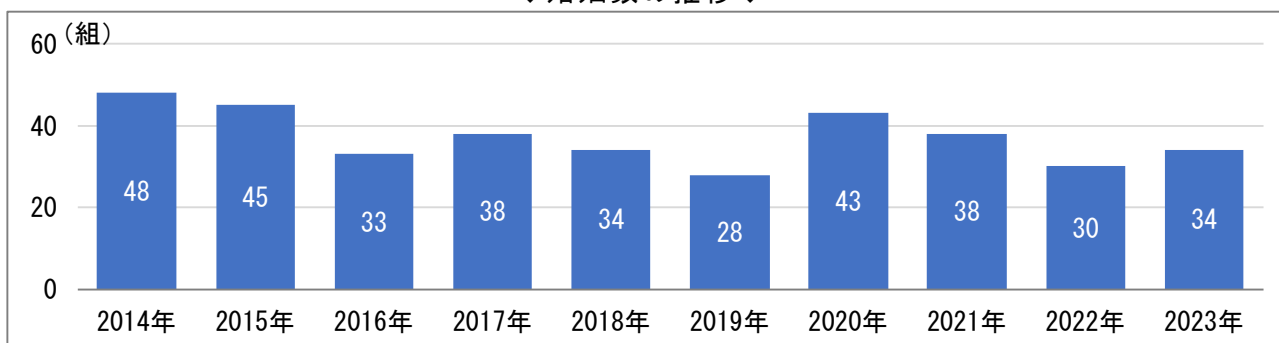


出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

④ 婚姻（未既婚率）の状況

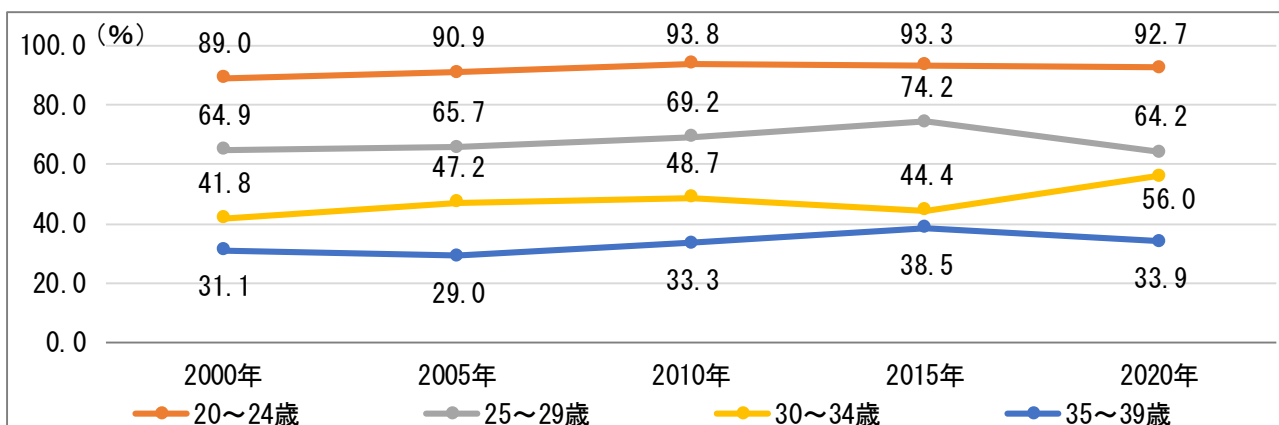
本町の婚姻数は、平成 26（2014）年からの 10 年間に於いて毎年 30～40 組程度で推移しており、大きな増減はみられません。未婚率について、平成 27（2015）年と令和 2（2020）年を比較すると、男性の未婚率は 30 代前半を除いて減少し、女性の未婚率は 20 代後半を除いて上昇しています。

◆婚姻数の推移◆



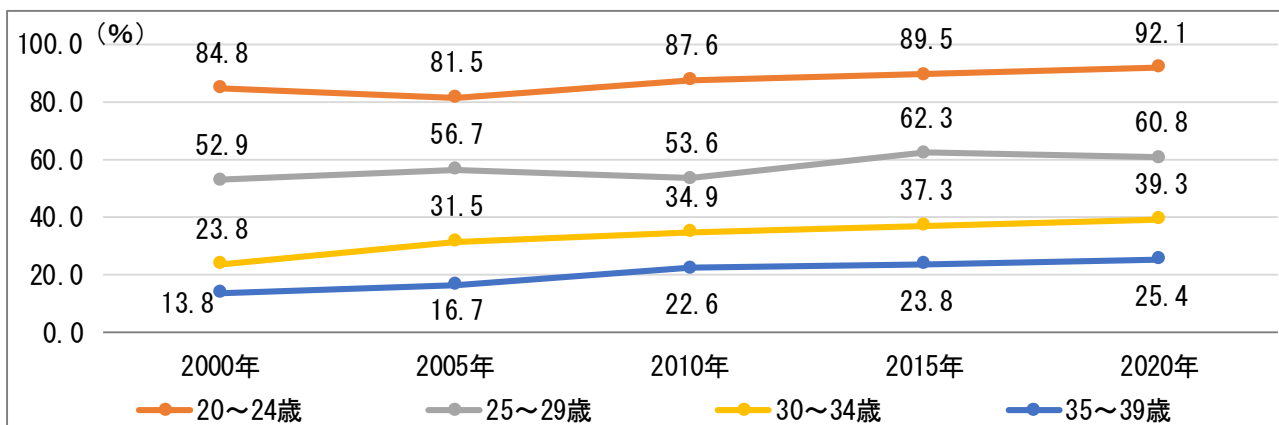
出典：総務省「統計でみる都道府県・市区町村のすがた(社会・人口統計体系)」

◆男性の未婚率の推移◆



出典：国勢調査

◆女性の未婚率の推移◆



出典：国勢調査

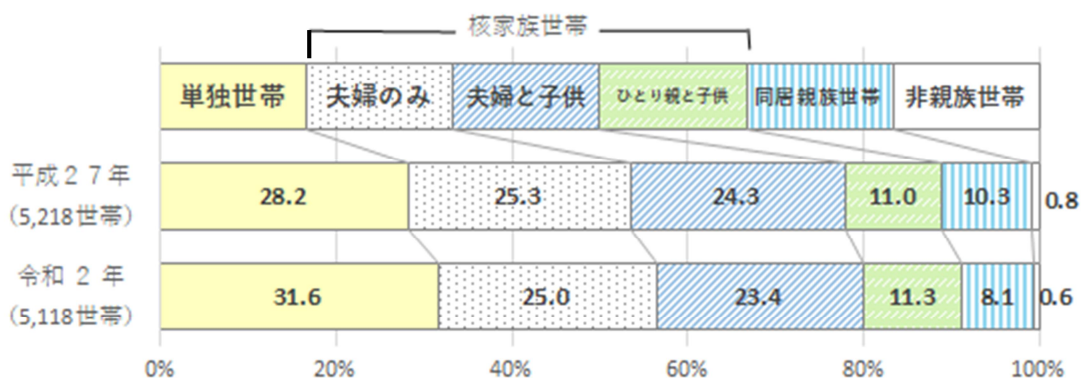
(2) 家庭・就労の状況

① 世帯の状況

世帯の状況を、家族類型別割合の推移からみると、「夫婦のみ」「夫婦と子供」「同居親族世帯」が微減、「ひとり親と子供」が微増し、「単独世帯」が28.2%から31.6%に増加しています。

これは、地域のあり方にも深く関連してきます。隣近所の関わりをはじめとする、地域福祉の視点からみた男女共同参画の取組も必要です。

◆家族構成別割合の推移◆



出典：国勢調査

② 就業の状況

就業者数を平成27（2015）年と令和2（2020）年で比較すると、就業者数全体では6,150人から5,644人に減少しています。第1次産業（農林水産業）は870人から658人に、第2次産業（製造・建設業）は1,221人から1,165人に、第3次産業（その他）は3,990人から3,651人にそれぞれ減少しています。

男女別でみると、第1次・第2次産業に比べ第3次産業は男女ともに割合が高くなっています。平成27（2015）年、令和2（2020）年ともに女性は第1次・第2次産業が10%台ですが、第3次産業は76.5%程度と特に高くなっています。

◆産業別就業人口◆

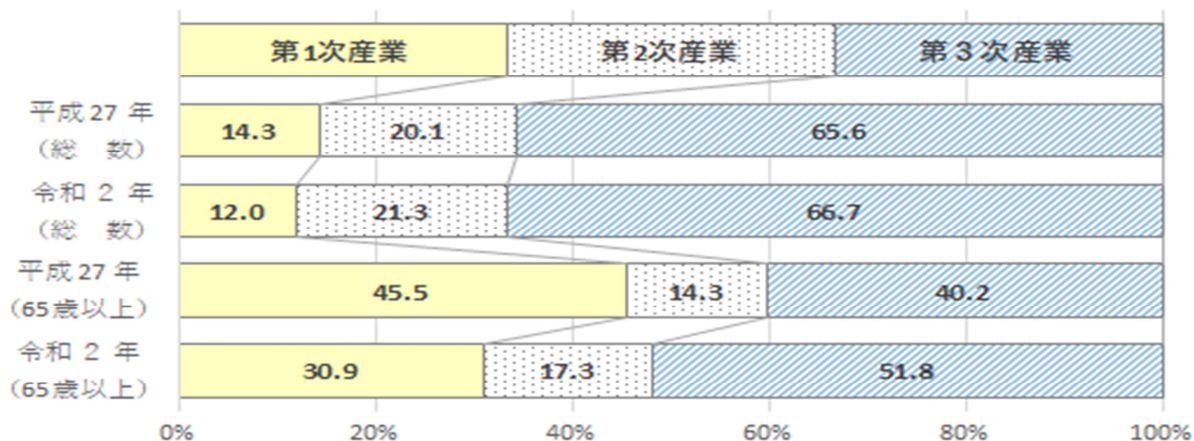
		第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	合計
平成27年	総数	870	1,221	3,990	69	6,150
		14.1	19.9	64.9	1.1	100.0
	男性	522	920	1,745	33	3,220
		16.2	28.6	54.2	1.0	100.0
女性	348	301	2,245	36	2,930	
	11.9	10.3	76.6	1.2	100.0	
令和2年	総数	658	1,165	3,651	170	5,644
		11.7	20.6	64.7	3.0	100.0
	男性	386	860	1,560	105	2,911
		13.3	29.5	53.6	3.6	100.0
女性	272	305	2,091	65	2,733	
	10.0	11.2	76.5	2.4	100.0	

（上段：人、下段：%） 出典：国勢調査

就業人口比率をみると、令和 2(2020)年の国勢調査では、第 1 次産業が 12.0%、第 2 次産業が 21.3%で、第 3 次産業が 66.7%と最も多くなっています。

65 歳以上においては、平成 27(2015)年には第 1 次産業人口が 45.5%と最も多くなっていたが、令和 2 年には 30.9%まで減少し、第 3 次産業が 51.8%と最も多くなっています。

◆産業別就業人口の割合◆



出典：国勢調査

2 策定・推進体制

(1) 佐川町男女共同参画推進委員会設置要綱

平成26年6月27日
告示第38号の2

(設置)

第1条 佐川町男女共同参画計画の推進について、広く意見を求めるため、佐川町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 佐川町男女共同参画計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 佐川町男女共同参画計画の推進及び進捗状況を管理するために必要な情報を収集し、普及活動に努めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の日以後最初に設置される委員会の会議は、第5条の規定にかかわらず町長が招集するものとする。

附 則（令和6年3月25日告示第27号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(2) 策定委員会委員名簿

氏名	分野	備考
岡崎笑顔	教育部門	委員長
井上和江	佐川町主任児童委員	
永田美和	佐川町人権擁護委員	
安岡佑晃	佐川町商工会青年部長	
岡林弘貴	JA 高知県佐川支所長	
田村早智	農業部門	
田村佳久	佐川町社会福祉協議会事務局長	
西本文雄	佐川町立小中学校校長会会長	
岡田ひろみ	健康福祉課課長補佐 (DV・困難女性担当)	
平松剛	住民課課長補佐 (人権担当)	

(3) 策定経過

日付	協議内容
令和6年7月29日	第1回推進委員会 ・策定スケジュールについて ・住民意識調査（アンケート）の実施について
令和6年9月18日	第2回推進委員会 ・アンケート調査の内容・実施について
令和6年9月20日～ 11月22日	・住民意識調査及び事業所調査の実施
令和6年10月	・関係団体意見の聴取調査の実施
令和7年9月16日	第3回推進委員会 ・アンケート調査の結果について ・第3次佐川町男女共同参画計画（骨子案）について
令和7年12月18日	第4回推進委員会 ・第3次佐川町男女共同参画計画（素案）について
令和8年2月12日	第5回推進委員会 ・第3次佐川町男女共同参画計画（全体案）について

3 男女共同参画の動き

年次	世界の動き	国内の動き	高知県の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」を採択 1976年から10年間を「国連婦人の10年」と決定(国際連合総会) 	<ul style="list-style-type: none"> 「総理府婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進本部会議」開催 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人の社会的地位に関する調査実施 初の女性県議員誕生
1976年 (昭和51年)		<ul style="list-style-type: none"> 民法改正(離婚後の氏の選択) 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題推進本部設置
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題懇話会設置
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際連合第34回総会「女子差別撤廃条約」採択 		<ul style="list-style-type: none"> 懇話会から「高知県婦人の発展と平等をめざして」を知事に提言 県民生活課に婦人対策班を設置
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」署名 民法改正(配偶者の法定相続分引上げ等) 	<ul style="list-style-type: none"> 「高知県婦人行動計画」策定
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画後期重点目標」策定 	
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議・「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 国籍法改正(国籍の父母両系主義確立) 「女子差別撤廃条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回土佐婦人会議開催
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進有識者会議開催 「男女雇用機会均等法」施行 国民年金法の改正(女性の年金権確) 	
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 女性問題啓発誌「ウーマン高知」発行
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等) 	<ul style="list-style-type: none"> 初の女性国会議員誕生
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 		<ul style="list-style-type: none"> 「こうち女性プラン」策定
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 「育児休業法」の公布 	
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」施行 婦人問題担当大臣誕生 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性総合センター基本構想」の策定

年次	世界の動き	国内の動き	高知県の動き
1993年 (平成5年)	・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」公布 ・中学校で家庭科の男女共修の開始	
1994年 (平成6年)		・高校で家庭科の男女共修の開始 ・総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」、「男女共同参画推進本部」設置	・「こうち女性総合センター」の建設決定 ・「みんなでつくろう女性総合センターワークショップ」開催
1995年 (平成7年)	・「第4回世界女性会議」(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児・介護休業法」の成立 ・「ILO156号条約(家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」批准	
1996年 (平成8年)		・男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年 (平成9年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「労働基準法」改正	
1998年 (平成10年)		・男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法について」答申	
1999年 (平成11年)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「労働基準法」一部改正施行 ・「育児・介護休業法」全面施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行	・こうち女性総合センター「ソーレ」開館
2000年 (平成12年)	・国際連合特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) ・「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブに成果文書」採択	・「介護保険法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・男女共同参画推進本部「男女共同参画週間」決定	
2001年 (平成13年)		・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 ・「男女共同参画会議」を内閣府に設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」公布・施行	・初の女性副知事就任 ・「こうち男女共同参画プラン」策定
2002年 (平成14年)		・改正「育児・介護休業法」施行	・男女共同参画室設置

年次	世界の動き	国内の動き	高知県の動き
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 「次世代育成支援対策推進法」公布 「少子化社会対策基本法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> 「高知県男女共同参画社会づくり条例」制定
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」一部改正・施行 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画苦情調整委員設置
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> 第49回国際連合婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> 改正「育児・介護休業法」施行 「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「こうち男女共同参画プラン」改訂
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」改正 	
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「高知県DV被害者支援計画」策定
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改定 	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談支援センター新築移転
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画会議「男女共同参画に関する施策の基本的な方向について」諮問 男女共同参画のシンボルマーク決定・児童福祉法の一部改正 「育児・介護休業法」の改正 「子ども・若者育成支援推進法」公布 	
2010年 (平成22年)		<ul style="list-style-type: none"> 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「こうち男女共同参画プラン」改定
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 		

年次	世界の動き	国内の動き	高知県の動き
2013年 (平成25年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」成立	
2014年 (平成26年)			・「佐川男女共同参画計画」策定
2015年 (平成27年)	・第59回国際連合婦人の地位委員会(「北京+20」記念会合)(ニューヨーク)	・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! 2015)開催 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	
2016年 (平成28年)		・女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 ・「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 ・「女性の活躍推進のための開発戦略」策定	
2017年 (平成29年)		・育児・介護休業法の改正、施行	・「高知県DV被害者支援計画」改訂
2018年 (平成30年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行	
2019年 (平成31年/ 令和元年)		・「働き方改革関連法」施行 ・「女性活躍推進法」改正 ・「配偶者暴力防止法」改正 ・「育児・介護休業法」改正	・男女共同参画社会に関する県民意識調査の実施
2020年 (令和2年)	・「北京+25 記念ハイレベル会合」開催	・「男女共同参画基本計画(第5次)」閣議決定	
2021年 (令和3年)	・女子差別撤廃条約実施状況第9回報告書提出	・「育児・介護休業法」改正	・子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課に組織替え ・「こうち男女共同参画プラン」改定
2022年 (令和4年)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布(令和6年4月施行) ・「女性活躍推進法」改正施行 ・「育児・介護休業法」改正	

年 次	世界の動き	国内の動き	高知県の動き
2023 年 (令和 5 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「北京+30」に関するアジア太平洋閣僚級会合開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行 ・「配偶者暴力防止法」改正（令和 6 年 4 月施行） ・「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度高知県困難な問題を抱える女性への支援に関するニーズ調査の実施
2024 年 (令和 6 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約第 9 回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解 ・「北京+30」に関するアジア太平洋閣僚級会合開催 ・「北京+30」（第 69 回国連女性の地位委員会）開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 ・「育児・介護休業法」改正（令和 7 年 4 月・10 月施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「高知県女性相談支援センター及び高知県女性自立支援施設設置条例」改正 ・「高知県困難な問題を抱える女性及び DV 被害者支援計画」策定 ・男女共同参画社会に関する県民意識調査の実施
2025 年 (令和 7 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「北京+30」（第 80 回国連総会「第 4 回世界女性会議開催 30 周年記念ハイレベル会合」）開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法」改正 ・「独立行政法人男女共同参画機構法」公布（令和 8 年 4 月施行） ・「男女共同参画社会基本法」改正 ・「男女共同参画基本計画（第 6 次）」閣議決定 ・「配偶者暴力防止法」改正（紛失防止タグの無断取り付け規制） ・「ストーカー規制法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・若者の生活や意識に関するアンケート調査の実施

4 相談機関一覧

相談内容		機関名	連絡先
人権全般	人権全般に関すること	高知地方法務局人権擁護課 「みんなの人権110番」	0570-003-110
		高知県子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課	088-823-9804
		(公財)高知県人権啓発センター	TEL 088-821-4681 FAX 088-821-4440
		法テラス高知	050-3383-5577
女性	DV被害に関する相談	DV相談プラス(内閣府)	0120-279-889
	DV被害(男女とも)、ストーカー被害、離婚問題、家庭問題など	高知県女性相談支援センター	088-833-0783
	女性の様々な悩みや、日常生活のなかで直面する問題、不安や心配ごとに関すること	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	088-873-9555
	男性の悩みや不安、ストレスなどについて	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	088-873-9100
	職場におけるセクシュアル・ハラスメント、育児・介護休業等に関すること	高知労働局雇用環境・均等室	088-885-6041
	性犯罪被害、DV被害、ストーカー被害、被害者支援などに関する相談	高知県警察本部警務部 県民支援相談課 警察総合相談室 性犯罪・DV・ストーカー等相談電話	088-873-0110
	女性の人権侵害に関する相談	女性の人権ホットライン	0570-003-110
子ども	不登校やいじめ、学校生活全般、問題行動等について	佐川町教育委員会	0889-22-1110
		高知県心の教育センター	088-821-9909
		24時間子どもSOSダイヤル(無料)	0120-0-78310
	子どもの養育、虐待、不登校や非行などに関すること(18歳未満)	佐川町健康福祉課 こども家庭センター ひすい	0889-22-7705
		高知県中央児童相談所	088-821-6700 (代表)
	虐待に関する相談(お近くの児童相談所につながります)	児童相談所虐待対応ダイヤル 「189」(いちはやく)	189 0120-189-783 (全国共通フリーダイヤル)
	いじめ、虐待など、こどもの人権問題に関する相談	こどもの人権110番 法務省	0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)
非行や青少年の問題行動、いじめ、青少年の悩みなどに関する相談	高知県警察本部生活安全部少年課 少年サポートセンター「ヤングテレホン」	088-825-0110 088-822-0809	
高齢者	高齢者福祉全般について	佐川町健康福祉課 地域包括支援センター係	0889-22-7137
		高齢者総合相談 (高知県高齢者・障害者権利擁護センター)	TEL 088-875-0110 FAX 088-844-3852
	認知症について	認知症コールセンター家族の会 (公社)認知症の人と家族の会高知県支部	TEL 088-821-2818 FAX 088-821-2818
インターネットによる	インターネットによる人権侵害に関すること	高知地方法務局人権擁護課 「みんなの人権110番」	0570-003-110
		高知県子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課	088-823-9804
		【公立学校対象】 高知県教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課	088-821-4932
		(公財)高知県人権啓発センター	TEL 088-821-4681 FAX 088-821-4440
性的指向	性的指向や性自認を理由とする様々な悩みや、日常生活のなかで直面する問題、不安や心配ごとに関すること	こうち男女共同参画センター「ソーレ」 (にじいろコール)	0120-56-2416 (フリーダイヤル)

第3次 佐川町男女共同参画計画

令和8（2026）年3月

発行：佐川町役場 総務課

〒789-1292

高知県高岡郡佐川町甲 1650 番地 2

TEL 0889-22-7700 FAX 0889-22-1119